

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド

為替ヘッジあり(年1回決算型)／為替ヘッジなし(年1回決算型)

追加型投信／海外／債券
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2021年12月23日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド(年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2021年12月22日に関東財務局長に提出しており、2021年12月23日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 松下 浩一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）
ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているもの
とします。

（注2）上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。

（注3）上記の総称を「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド（年1回決算型）」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2021年12月23日から2022年6月21日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米ドル建ての複数種別の債券等に投資するとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(年1回決算型)〉

〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(年1回決算型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(年1回決算型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米		
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	日々	オセアニア		
資産複合 ()	その他 ()	中南米		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(年1回決算型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF(マネー・マ	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF

	ネージメント・ファンド)	
	MR F (マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ

		にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの
--	--	-------------------------------

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

1 市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンの最大化をめざします。

2 米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入の確保をめざします。

◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。

国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン 等

3 景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

● 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

為替ヘッジなし

● 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。



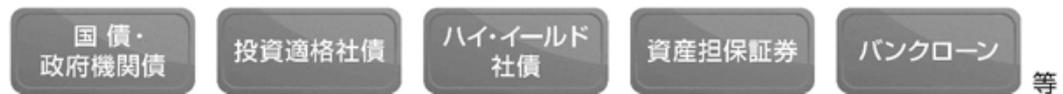
市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンを最大化をめざします。

◆当ファンドにおけるトータルリターンとは、利子収入+値上がり益をいいます。



米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資し、安定的な利子収入の確保をめざします。

◆当ファンドが投資する債券等の種別は以下のとおりです。



ハイ・イールド社債…格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債をいいます。一般に、投資適格社債と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。

資産担保証券…不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券をいいます。期限前償還リスク等があるため、一般に、格付けや期間が同程度の債券と比較して利回りが高いという特徴があります。

バンクローン…金融機関が投資適格未満の事業会社等に対して行なう貸付債権をいいます。一般に、変動金利であり、短期市場金利に一定の金利が上乘せされた利子収入を受け取ることができます。



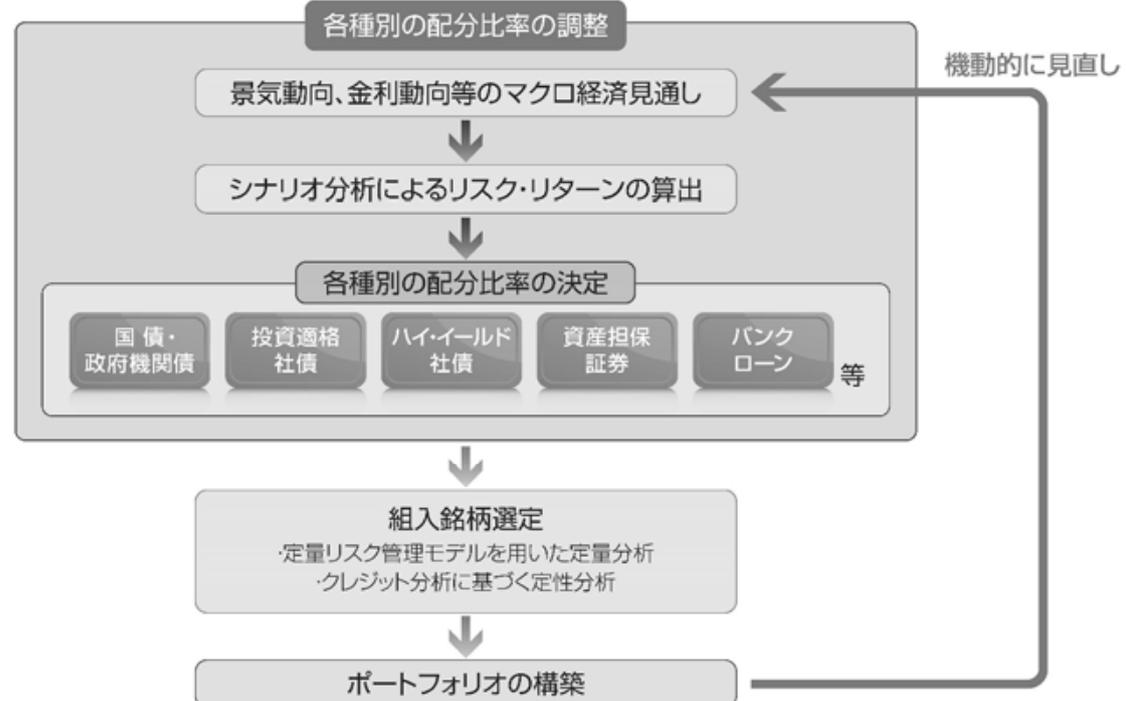
景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整し、値上がり益の獲得をめざします。

◆債券等の運用は、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCが行ないます。

[ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCについて]

- ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCは、1939年に米国で設立された独立系運用会社、ニューバーガー・バーマン・グループの一員です。
- 定量分析と定性分析を融合した独自のリサーチ体制に基づく運用を特徴とし、市場環境に応じた機動的な資産配分および銘柄選定双方において実績を有する運用会社です。
- ニューバーガー・バーマン・グループは、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を、世界の機関投資家、富裕層を含む様々な投資家向けに提供しています。

運用プロセス

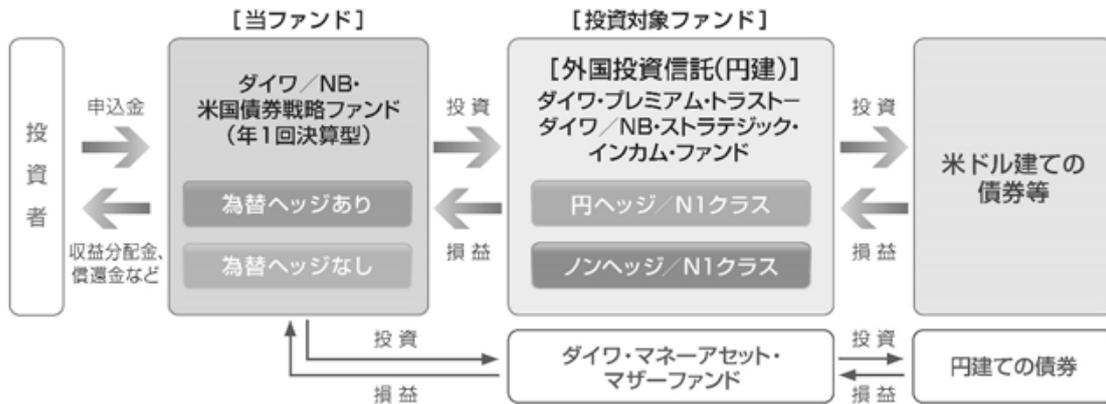


※上記は運用プロセスのイメージであり、市場環境等を勘案しファンドが組入れる債券等の種別は機動的に変更されます。したがって、上記の債券等を組入れない場合や、上記以外の債券等を組入れる場合があります。

- 債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建ての債券等に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。



「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

❖ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

- ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行わないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。
- ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

為替ヘッジなし

❖ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

- ※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。
- ※一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

● 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

● 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年3月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

<投資対象ファンドの概要>

1. ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）
2. ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等）
運用方針	<p>1. 主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整することにより、市場環境にかかわらず、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じて、トータルリターンの最大化を追求します。</p> <p>2. 債券等への投資にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、米ドル建ての国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等の複数種別の債券等に分散投資を行なうことにより、安定的な利子収入の確保をめざします。 ・景気サイクルや投資機会の変化を捉え、各種別の配分比率を機動的に調整することにより、値上がり益の獲得をめざします。 ・各種別の配分比率は、景気動向や金利動向等のマクロ経済見通しに基づく独自のシナリオ分析により算出される各種別のリスク・リターン等により決定します。 ・債券等の発行体の分析にあたっては、定量リスク管理モデルやクレジット分析等を含む独自の定量・定性分析を活用し、組入銘柄を選定します。 ・債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。 <p>3. (円ヘッジ／N1クラス) 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 ※ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行なわないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。</p> <p>(ノンヘッジ／N1クラス) 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ※ただし、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	2013年7月12日
信託期間	無期限
決算日	2月の最終営業日

収益分配	分配を行いません。
管理報酬等	<p>(円ヘッジ/N1クラス)</p> <p>純資産総額に対して年率0.53%~0.63%程度(純資産総額の水準により変動します。)</p> <p>ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド^(注)」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。</p> <p>(ノンヘッジ/N1クラス)</p> <p>純資産総額に対して年率0.52%~0.62%程度(純資産総額の水準により変動します。)</p> <p>ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド^(注)」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。</p> <p>また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。</p>
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	<p>(円ヘッジ/N1クラス)</p> <p>ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ LLC 大和アセットマネジメント株式会社</p> <p>(ノンヘッジ/N1クラス)</p> <p>ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ LLC</p>

(注)「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド」は複数のシェアクラスにより構成されています。

3. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

形態/表示通貨	国内籍の証券投資信託/円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	<p>①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	2012年3月22日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)
運用管理費用(信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

2013年7月12日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）	
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

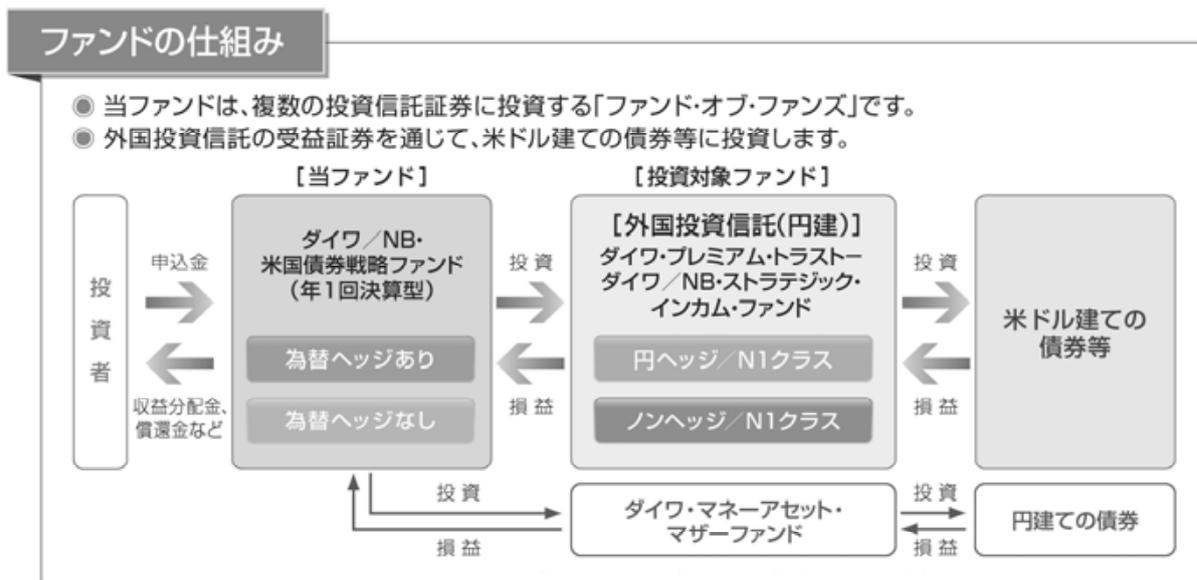
※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、

販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況 (2021年9月末日現在) >

- ・ 資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・ 沿革
 - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
 - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 1960年 4月 1日 営業開始
 - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)
 - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< 為替ヘッジあり >

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド (円ヘッジ/N1クラス)」(以下「ストラテジック・インカム・

ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」といえます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ. 主として、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」（以下「ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」といえます。）の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ. 主として、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ. 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ. ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）
選定の方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンの最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）
選定の方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<為替ヘッジあり>

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

<為替ヘッジなし>

（<為替ヘッジあり>と同規定）

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （＜為替ヘッジあり＞と同規定）

＜投資先ファンドについて＞

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等）
委託会社等の名称	投資顧問会社： ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ LLC 大和アセットマネジメント株式会社

2. 為替ヘッジなし

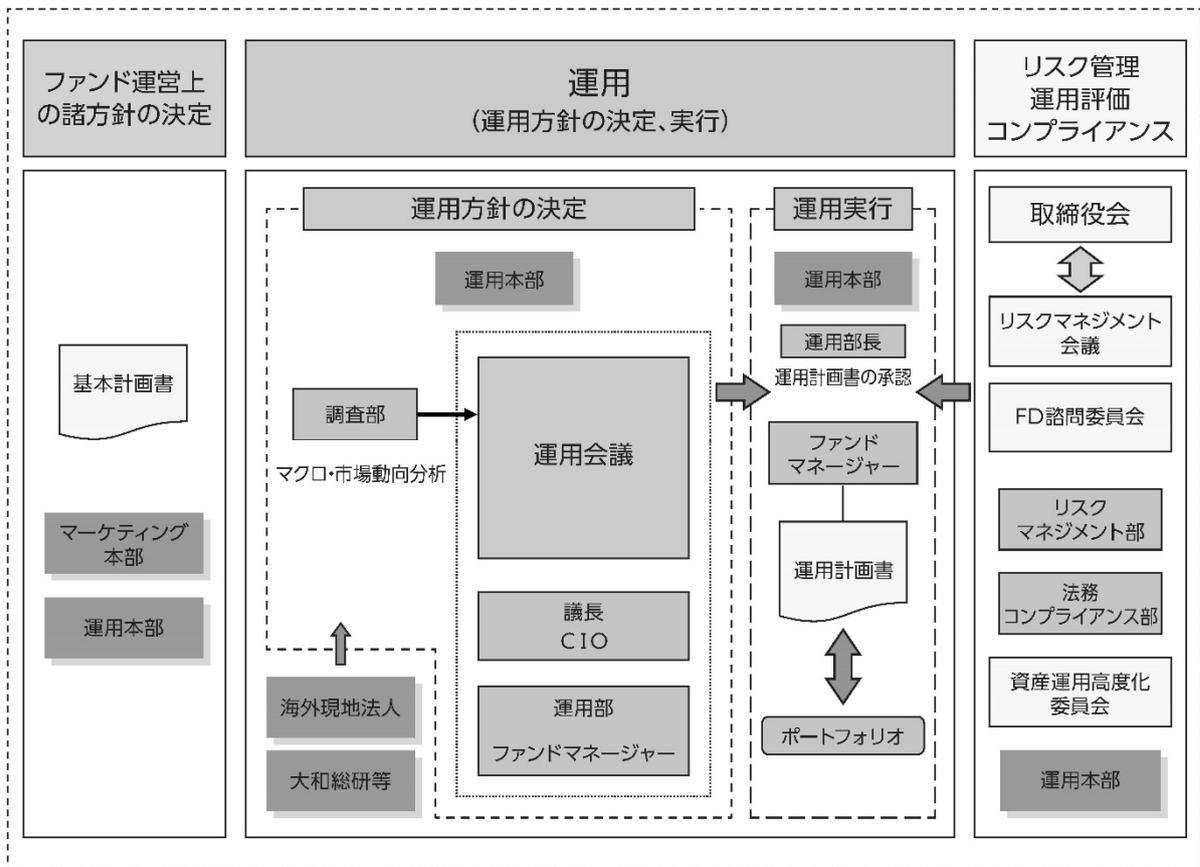
投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）
運用の基本方針	主として、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに機動的に配分比率を調整し、安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を通じてトータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	米ドル建ての債券等（国債・政府機関債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、資産担保証券、バンクローン等）
委託会社等の名称	投資顧問会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ LLC

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (3 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ 基本的な運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

- ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）
CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ. 運用部長（各運用部に1名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ. 運用チームリーダー
ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- ヘ. ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

- ④ リスクマネジメント会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会
次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は40～50名程度です。
 - イ. リスクマネジメント会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。
 - ロ. FD 諮問委員会
取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。
 - ハ. 資産運用高度化委員会
資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。
- ⑤ 受託会社に対する管理体制
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2021年9月30日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ④ 信用リスク集中回避（信託約款）
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい

当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考>投資対象ファンドについて

1. ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ/N1クラス）

2. ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ/N1クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償 還 条 項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づ

く行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

② 資産担保証券の価格変動

資産担保証券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

資産担保証券の担保となるローンは、一般に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加することにより、資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格は影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、様々な要因によっても変化します。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

③ バンクローンの価格変動

バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況によって変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、バンクローンの価格は下落します。また、バンクローンは、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合、為替ヘッジを行わないことがあるため、為替変動リスクは完全には排除できません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。また、一部米ドル建て以外の通貨建ての資産に投資する場合があるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因とな

ります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

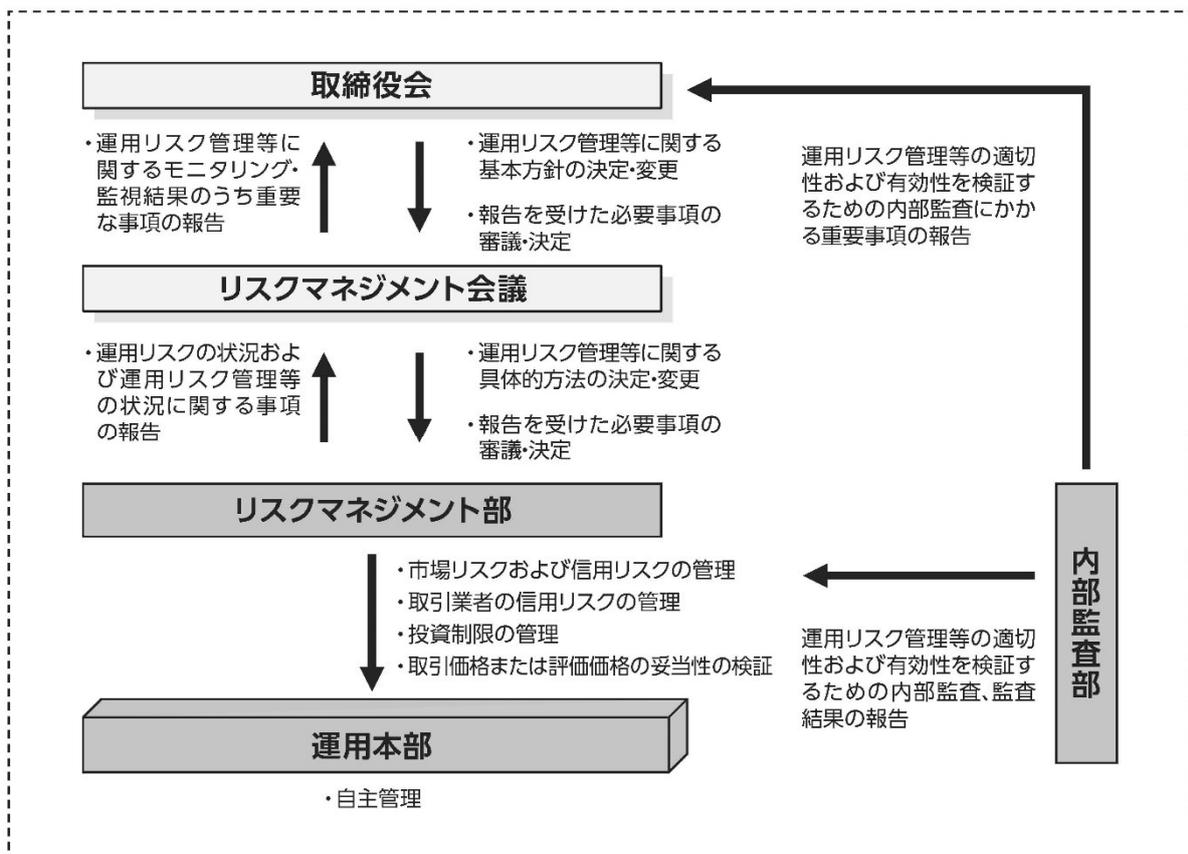
- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引

の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

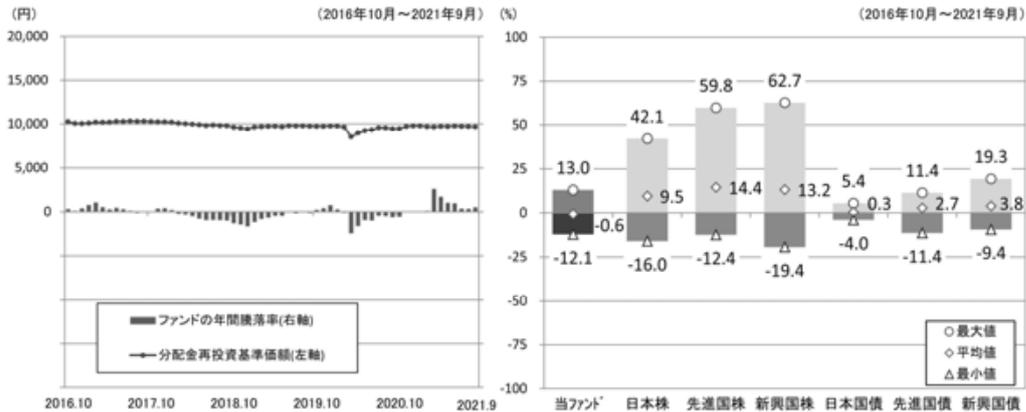


●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

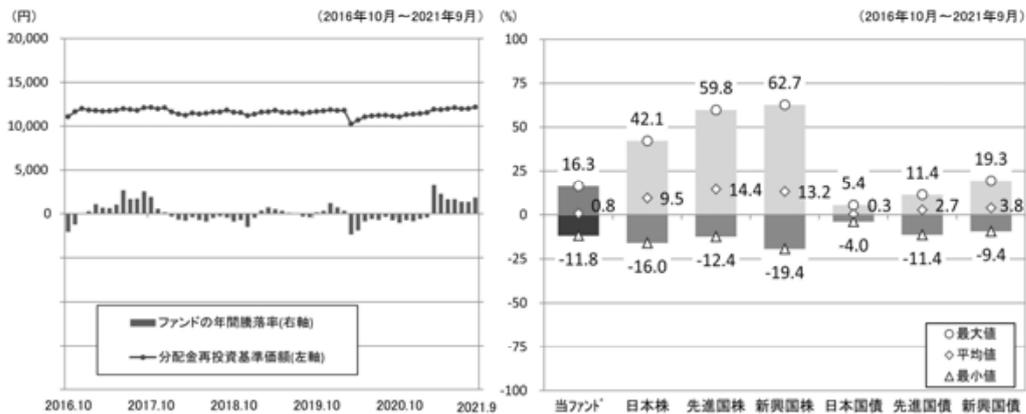
ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(年1回決算型)]



[ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(年1回決算型)]



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.243%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

（※）の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	年率0.35%（税抜）	年率0.75%（税抜）	年率0.03% （税抜）
300億円超 1,000億円以下の部分	年率0.30%（税抜）	年率0.80%（税抜）	
1,000億円超の部分	年率0.25%（税抜）	年率0.85%（税抜）	

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

（※）「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）」および「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）」

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替ヘッジあり」については年率1.873%（税込）程度、「為替ヘッジなし」については年率1.863%（税込）程度です。（ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。）

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社

債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

- (※) 上記は、2021年9月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）】

(1) 【投資状況】（2021年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	189,470	96.98
内 ケイマン諸島	189,470	96.98
親投資信託受益証券	486	0.25
内 日本	486	0.25
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5,408	2.77
純資産総額	195,364	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2021年9月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NB STRATEGIC INCOME FUND JPY HEDGED NI CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,765.99	106.16 187,493	107.28 189,470	96.98
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	487	1.0000 487	0.9983 486	0.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	96.98%
親投資信託受益証券	0.25%
合計	97.23%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2014年3月27日)	17,002,704	17,002,704	1.0298	1.0298
第2計算期間末 (2015年3月27日)	58,127,407	58,127,407	1.0486	1.0486
第3計算期間末 (2016年3月28日)	48,747,715	48,747,715	0.9900	0.9900
第4計算期間末 (2017年3月27日)	51,010,509	51,010,509	1.0175	1.0175
第5計算期間末 (2018年3月27日)	12,138,861	12,138,861	1.0000	1.0000
第6計算期間末 (2019年3月27日)	9,971,912	9,971,912	0.9718	0.9718
第7計算期間末 (2020年3月27日)	960,218	960,218	0.8342	0.8342
2020年9月末日	1,088,512	—	0.9432	—
10月末日	1,090,483	—	0.9448	—
11月末日	1,120,068	—	0.9704	—
12月末日	1,129,092	—	0.9779	—
2021年1月末日	1,128,502	—	0.9773	—
2月末日	1,118,823	—	0.9676	—
第8計算期間末 (2021年3月29日)	1,165,899	1,165,899	0.9642	0.9642
3月末日	1,165,833	—	0.9640	—
4月末日	1,176,918	—	0.9722	—
5月末日	1,172,328	—	0.9693	—
6月末日	1,180,405	—	0.9755	—
7月末日	1,176,434	—	0.9725	—
8月末日	1,174,579	—	0.9709	—
9月末日	195,364	—	0.9673	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
2021年3月30日～ 2021年9月29日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.0
第2計算期間	1.8
第3計算期間	△5.6
第4計算期間	2.8
第5計算期間	△1.7
第6計算期間	△2.8
第7計算期間	△14.2
第8計算期間	15.6
2021年3月30日～ 2021年9月29日	0.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	15,518,741	8,246
第2計算期間	539,981,503	501,059,139
第3計算期間	9,828,819	16,021,971
第4計算期間	1,115,126	222,310
第5計算期間	5,854	38,000,015
第6計算期間	7,075	1,884,186
第7計算期間	103,703	9,213,887
第8計算期間	59,183	1,100
2021年3月30日～ 2021年9月29日	3,710	1,010,893

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

(1) 投資状況 (2021年9月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	693,483,591	100.00
純資産総額	693,483,591	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2021年9月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(年1回決算型)

2021年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,673円
純資産総額	0.1百万円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

	直近1年間分配金合計額: 0円								設定来分配金合計額: 0円		
決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期			
	14年3月	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

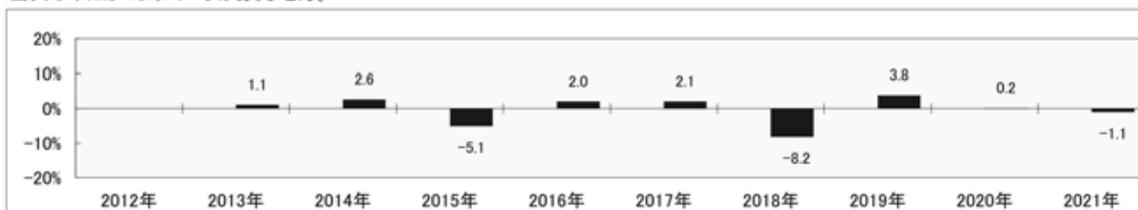
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC/大和アセットマネジメント	ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジ/N1クラス)	97.0%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.2%
合計		97.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ・2013年は設定日(7月12日)から年末、2021年は9月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）】

(1) 【投資状況】（2021年9月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	15,954,177	97.13
内 ケイマン諸島	15,954,177	97.13
親投資信託受益証券	4,986	0.03
内 日本	4,986	0.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	466,882	2.84
純資産総額	16,426,045	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2021年9月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	NB STRATEGIC INCOME FUND NON HEDGED NI CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	117,271.32	131.52 15,424,110	136.04 15,954,177	97.13
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	4,995	0.9986 4,988	0.9983 4,986	0.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.13%
親投資信託受益証券	0.03%
合計	97.16%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2014年3月27日)	8,142,311	8,142,311	1.0617	1.0617
第2計算期間末 (2015年3月27日)	107,615,908	107,615,908	1.2552	1.2552
第3計算期間末 (2016年3月28日)	95,621,890	95,621,890	1.1305	1.1305
第4計算期間末 (2017年3月27日)	64,466,915	64,466,915	1.1662	1.1662
第5計算期間末 (2018年3月27日)	60,871,926	60,871,926	1.1060	1.1060
第6計算期間末 (2019年3月27日)	62,624,621	62,624,621	1.1632	1.1632
第7計算期間末 (2020年3月27日)	13,777,815	13,777,815	1.0153	1.0153
2020年9月末日	15,133,058	—	1.1150	—
10月末日	15,025,903	—	1.1071	—
11月末日	15,348,928	—	1.1309	—
12月末日	15,431,955	—	1.1367	—
2021年1月末日	15,532,815	—	1.1440	—
2月末日	15,667,205	—	1.1539	—
第8計算期間末 (2021年3月29日)	16,090,588	16,090,588	1.1852	1.1852
3月末日	16,193,041	—	1.1928	—
4月末日	16,135,753	—	1.1886	—
5月末日	16,249,734	—	1.1969	—
6月末日	16,436,462	—	1.2104	—
7月末日	16,164,937	—	1.1978	—
8月末日	16,183,427	—	1.1992	—
9月末日	16,426,045	—	1.2171	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第8計算期間	0.0000
2021年3月30日～ 2021年9月29日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	6.2
第2計算期間	18.2
第3計算期間	△9.9
第4計算期間	3.2
第5計算期間	△5.2
第6計算期間	5.2
第7計算期間	△12.7
第8計算期間	16.7
2021年3月30日～ 2021年9月29日	2.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	6,672,967	4,081
第2計算期間	133,790,680	55,721,363
第3計算期間	927,324	2,078,745
第4計算期間	240,822	29,547,384
第5計算期間	127,014	367,002
第6計算期間	46,883	1,250,270
第7計算期間	87,307	40,353,989
第8計算期間	7,568	1,700
2021年3月30日～ 2021年9月29日	5,739	85,903

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり (年1回決算型)」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(年1回決算型)

2021年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,171円
純資産総額	16百万円



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

	直近1年間分配金合計額: 0円								設定来分配金合計額: 0円		
決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期			
	14年3月	15年3月	16年3月	17年3月	18年3月	19年3月	20年3月	21年3月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

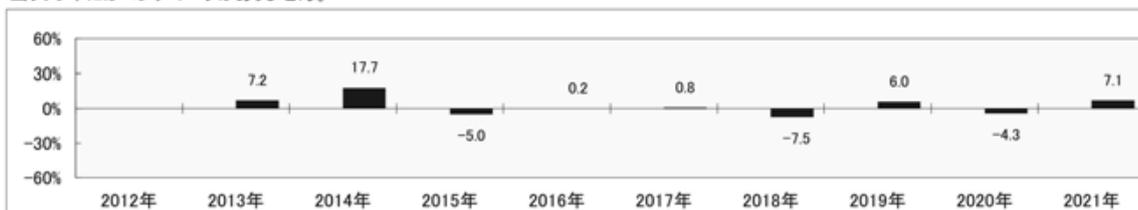
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC	ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ/N1クラス)	97.1%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.0%
合計		97.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2013年は設定日(7月12日)から年末、2021年は9月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとしてします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

イ. ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ. 前イ. のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとしてします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとしてします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとしてします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ、ニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。

一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2013年7月12日から2028年3月27日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年3月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年7月12日から2014年3月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき

には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. から前 5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の 1. から 7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前 1. の事項（前 1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前 1. から前 6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益

者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として信託終了日から起算して 5 営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2020年3月28日から2021年3月29日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年4月30日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）の2020年3月28日から2021年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）の2021年3月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり (年1回決算型)

(1) 【貸借対照表】

	第7期	第8期
	2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,104	42,806
投資信託受益証券	921,152	1,125,137
親投資信託受益証券	4,990	4,988
流動資産合計	993,246	1,172,931
資産合計	993,246	1,172,931
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	875	182
未払委託者報酬	31,884	6,667
その他未払費用	269	183
流動負債合計	33,028	7,032
負債合計	33,028	7,032
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,151,067	1,209,150
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△190,849	△43,251
(分配準備積立金)	8,856	8,845
元本等合計	960,218	1,165,899
純資産合計	960,218	1,165,899
負債純資産合計	993,246	1,172,931

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第7期	第8期
	自 2019年3月28日 至 2020年3月27日	自 2020年3月28日 至 2021年3月29日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△12,518	163,983
営業収益合計	△12,518	163,983
営業費用		
支払利息	22	—
受託者報酬	2,498	361
委託者報酬	91,529	13,140
その他費用	663	367
営業費用合計	94,712	13,868
営業利益又は営業損失 (△)	△107,230	150,115
経常利益又は経常損失 (△)	△107,230	150,115
当期純利益又は当期純損失 (△)	△107,230	150,115
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	51,563	144
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△289,339	△190,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	259,817	180
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	259,817	180
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,534	2,553
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,534	2,553
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△190,849	△43,251

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 8 期	
	自 2020 年 3 月 28 日	至 2021 年 3 月 29 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間末日</p> <p>2021 年 3 月 27 日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を 2021 年 3 月 29 日としております。このため、当計算期間は 367 日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 7 期	第 8 期
	2020 年 3 月 27 日現在	2021 年 3 月 29 日現在
1. ※1 期首元本額	10,261,251 円	1,151,067 円
期中追加設定元本額	103,703 円	59,183 円
期中一部解約元本額	9,213,887 円	1,100 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,151,067 口	1,209,150 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 190,849 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 43,251 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 7 期	第 8 期
	自 2019 年 3 月 28 日 至 2020 年 3 月 27 日	自 2020 年 3 月 28 日 至 2021 年 3 月 29 日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金

	額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（15,288円）及び分配準備積立金（8,856円）より分配対象額は24,144円（1万口当たり209.75円）であり、分配を行っておりません。	額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（36,014円）及び分配準備積立金（8,845円）より分配対象額は44,859円（1万口当たり371.00円）であり、分配を行っておりません。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第8期 自 2020年3月28日 至 2021年3月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期 2021年3月29日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 7 期 2020 年 3 月 27 日現在	第 8 期 2021 年 3 月 29 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△146, 153	163, 986
親投資信託受益証券	△3	△2
合計	△146, 156	163, 984

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 7 期 2020 年 3 月 27 日現在	第 8 期 2021 年 3 月 29 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 8 期 自 2020 年 3 月 28 日 至 2021 年 3 月 29 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 7 期 2020 年 3 月 27 日現在	第 8 期 2021 年 3 月 29 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8342 円 (8,342 円)	0.9642 円 (9,642 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	NB STRATEGIC INCOME FUND JPY HEDGED N1 CLASS	10,597.610	1,125,137	
投資信託受益証券	合計		1,125,137	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	4,995	4,988	
親投資信託受益証券	合計		4,988	
合計			1,130,125	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(米ドル建て)

貸借対照表
2020年2月28日

資産	
投資資産の評価額（簿価 \$14,212,277）	\$ 14,472,552
現金	54
外国為替先渡契約による評価益	178,185
未収：	
売却済みの投資	39,766
決済遅延した売却済みの投資	416,883
利息	94,008
その他資産	254
資産合計	<u>15,201,702</u>
負債	
外国為替先渡契約による評価損	50,459
スワップ契約による評価損	137
ブローカーに対する未払金 - 先物取引の変動証拠金	55,234
未払：	
購入済みの投資	40,553
決済遅延した購入済みの投資	2,289,674
償還済み受益証券	179,854
専門家報酬	121,666
保管会社報酬	45,611
会計および管理会社報酬	22,328
運用会社報酬	12,528
名義書換代理人報酬	1,929
受託会社報酬	844
為替取引執行会社報酬	622
為替運用会社報酬	85
その他負債	1,173
負債合計	<u>2,822,697</u>
純資産	<u>\$ 12,379,005</u>
純資産	
通貨セレクトクラス	\$ 641,115
通貨分散／N1クラス	89,992
円ヘッジクラス	6,359,266
円ヘッジ／N1クラス	3,376,099
ノンヘッジクラス	1,034,164
ノンヘッジ／N1クラス	878,369
	<u>\$ 12,379,005</u>
発行済み受益証券口数	
通貨セレクトクラス	1,308,733
通貨分散／N1クラス	113,724
円ヘッジクラス	8,543,730
円ヘッジ／N1クラス	3,491,093
ノンヘッジクラス	950,748
ノンヘッジ／N1クラス	750,645
受益証券1口当り純資産額	
通貨セレクトクラス	\$ 0.490
通貨分散／N1クラス	\$ 0.791
円ヘッジクラス	\$ 0.744
円ヘッジ／N1クラス	\$ 0.967
ノンヘッジクラス	\$ 1.088

ノンヘッジ／N1クラス

\$ 1.170

損益計算書

2020年2月28日に終了した年度

投資収益	
受取利息（源泉徴収税 \$2,842 控除後）	\$ 543,450
配当収益（源泉徴収税 \$40,549 控除後）	94,614
投資収益合計	<u>638,064</u>
費用	
運用会社報酬	87,934
保管会社報酬	87,567
専門家報酬	65,546
会計および管理会社報酬	45,124
受託会社報酬	16,309
名義書換代理人報酬	6,117
為替取引執行会社報酬	1,273
為替運用会社報酬	1,117
登録料	878
費用合計	<u>311,865</u>
投資純利益	<u>326,199</u>
実現益（損）および評価益（損）：	
実現益（損）：	
証券投資	631,197
先物取引	(673,783)
スワップ契約	(3,711)
外国為替取引および外国為替先渡契約	(212,919)
純実現益（損）	<u>(259,216)</u>
評価益（損）の純変動：	
証券投資	482,657
スワップ契約	(104)
先物取引	(120,527)
外国為替換算および外国為替先渡契約	210,834
評価益（損）の純変動	<u>572,860</u>
純実現益（損）および評価益（損）の純変動	<u>313,644</u>
運用による純資産の純増	<u>\$ 639,843</u>

（米ドル建て）

投資明細表
2020年2月28日

元本	有価証券の明細	評価額
	債券 (102.1%)	
	アンゴラ (0.2%)	
	国債 (0.2%)	
	Republic of Angola(a)	
USD 20,000	9.38% due 05/08/48	\$ 20,338
	国債合計	<u>20,338</u>
	アンゴラ合計 (簿価 \$21,914)	<u>20,338</u>
	アゼルバイジャン (0.1%)	
	社債 (0.1%)	
	Southern Gas Corridor(a)	

USD	15,000	6.88% due 03/24/26	17,901
		社債合計	17,901
		アゼルバイジャン合計 (簿価 \$17,407)	17,901
		ブラジル (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Brazilian Government International Bond	
USD	20,000	5.00% due 01/27/45	21,875
		国債合計	21,875
		ブラジル合計 (簿価 \$20,200)	21,875
		カナダ (1.5%)	
		社債 (1.5%)	
		1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc. (a), (b)	
USD	45,000	5.00% due 10/15/25	45,342
		Bombardier, Inc. (a), (b)	
USD	25,000	8.75% due 12/01/21	26,463
		Canadian Natural Resources, Ltd.	
USD	25,000	4.95% due 06/01/47	29,725
		Masonite International Corp. (a), (b)	
USD	5,000	5.38% due 02/01/28	5,247
		Valeant Pharmaceuticals International, Inc. (a), (b)	
USD	82,000	6.13% due 04/15/25	83,615
		社債合計	190,392
		カナダ合計 (簿価 \$185,559)	190,392
		コスタリカ (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Costa Rica Government Bond (a)	
USD	20,000	7.00% due 04/04/44	20,500
		国債合計	20,500
		コスタリカ合計 (簿価 \$19,643)	20,500
		エジプト (0.1%)	
		国債 (0.1%)	
		Arab Republic of Egypt(a)	
USD	15,000	8.50% due 01/31/47	16,052
		国債合計	16,052
		エジプト合計 (簿価 \$16,761)	16,052
		フランス (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		Altice France S. A. (a), (b)	
USD	54,000	7.38% due 05/01/26	56,630
		社債合計	56,630
		フランス合計 (簿価 \$54,245)	56,630
		香港 (0.0%)	
		社債 (0.0%)	
		Melco Resorts Finance Ltd. (a), (b)	
USD	5,000	5.63% due 07/17/27	5,229
		社債合計	5,229
		香港合計 (簿価 \$5,249)	5,229
		インド (0.1%)	
		社債 (0.1%)	
		Greenko Mauritius Ltd. (a), (b)	
USD	10,000	6.25% due 02/21/23	10,260
		社債合計	10,260
		インド合計 (簿価 \$10,261)	10,260
		インドネシア (0.2%)	
		社債 (0.2%)	
		Saka Energi Indonesia PT(a)	
USD	20,000	4.45% due 05/05/24	20,227
		社債合計	20,227

		インドネシア合計 (簿価 \$20,282)	20,227
		アイルランド (1.4%)	
		社債 (1.4%)	
		AerCap Ireland Capital DAC / AerCap Global Aviation Trust	
USD	150,000	4.45% due 10/01/25	165,410
		C&W Senior Financing DAC(a), (b)	
USD	10,000	6.88% due 09/15/27	10,550
		社債合計	175,960
		アイルランド合計 (簿価 \$160,403)	175,960
		ルクセンブルク (0.7%)	
		社債 (0.7%)	
		ARD Finance S.A. (a), (b)	
USD	25,000	6.50% due 06/30/27	25,157
		CSN Resources S.A. (a)	
USD	20,000	7.63% due 04/17/26	19,800
		Intelsat Jackson Holdings S.A.	
USD	20,000	5.50% due 08/01/23	17,200
		Rumo Luxembourg Sarl (a)	
USD	5,000	7.38% due 02/09/24	5,286
		Ypso Finance Bis S.A. (a), (b)	
USD	25,000	6.00% due 02/15/28	24,008
		社債合計	91,451
		ルクセンブルク合計 (簿価 \$96,149)	91,451
		マカオ (0.0%)	
		社債 (0.0%)	
		Studio City Finance Ltd. (a), (b)	
USD	5,000	7.25% due 02/11/24	5,238
		社債合計	5,238
		マカオ合計 (簿価 \$5,320)	5,238
		メキシコ (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		Elementia SA(a)	
USD	10,000	5.50% due 01/15/25	9,800
		Grupo Bimbo SAB de CV	
USD	100,000	4.70% due 11/10/47	114,366
		社債合計	124,166
		メキシコ合計 (簿価 \$109,808)	124,166
		モンゴル (0.1%)	
		国債 (0.1%)	
		Mongolia International Bond(a)	
USD	10,000	8.75% due 03/09/24	11,098
		国債合計	11,098
		モンゴル合計 (簿価 \$11,544)	11,098
		多国籍企業 (0.0%)	
		社債 (0.0%)	
		Ardagh Packaging Finance PLC / Ardagh Holdings USA, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	6.00% due 02/15/25	5,212
		社債合計	5,212
		多国籍企業合計 (簿価 \$5,149)	5,212
		ナミビア (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Republic of Namibia(a)	
USD	20,000	5.25% due 10/29/25	20,558
		国債合計	20,558
		ナミビア合計 (簿価 \$20,598)	20,558
		オランダ (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		MV24 Capital BV(a)	
USD	19,721	6.75% due 06/01/34	20,658

USD	20,000	Mylan NV 3.95% due 06/15/26	21,750
USD	15,000	Petrobras Global Finance BV 6.90% due 03/19/49	17,962
		社債合計	60,370
		オランダ合計 (簿価 \$59,439)	60,370
		ナイジェリア (0.1%)	
		国債 (0.1%)	
USD	10,000	Republic of Nigeria(a) 7.88% due 02/16/32	10,047
		国債合計	10,047
		ナイジェリア合計 (簿価 \$10,683)	10,047
		オマーン (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
USD	20,000	Oman Government International Bond(a) 6.75% due 01/17/48	18,872
		国債合計	18,872
		オマーン合計 (簿価 \$19,185)	18,872
		セネガル (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
USD	20,000	Republic of Senegal (a) 6.25% due 05/23/33	20,968
		国債合計	20,968
		セネガル合計 (簿価 \$20,585)	20,968
		シンガポール (0.1%)	
		社債 (0.1%)	
USD	10,000	Medco Oak Tree Pte Ltd. (a), (b) 7.38% due 05/14/26	9,742
		社債合計	9,742
		シンガポール合計 (簿価 \$10,528)	9,742
		南アフリカ (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
USD	20,000	Republic of South Africa Government International Bond 5.88% due 06/22/30	21,643
		国債合計	21,643
		南アフリカ合計 (簿価 \$21,244)	21,643
		スリランカ (0.0%)	
		国債 (0.0%)	
USD	5,000	Republic of Sri Lanka (a) 7.55% due 03/28/30	4,663
		国債合計	4,663
		スリランカ合計 (簿価 \$5,014)	4,663
		トリニダードトバゴ (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
USD	20,000	Trinidad & Tobago(a) 4.50% due 08/04/26	20,900
		国債合計	20,900
		トリニダードトバゴ合計 (簿価 \$20,924)	20,900
		トルコ (0.3%)	
		社債 (0.2%)	
USD	20,000	Turk Sise ve Cam Fabrika(a) 6.95% due 03/14/26	20,930
		社債合計	20,930
		国債 (0.1%)	
USD	20,000	Turkey Government International Bond 6.00% due 03/25/27	19,800
		国債合計	19,800
		トルコ合計 (簿価 \$41,128)	40,730

		英国 (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		British Telecommunication	
USD	65,000	3.25% due 11/08/29	67,144
		HSBC Holdings PLC(b), (c), (d)	
USD	50,000	6.00% due 12/31/49	52,000
		社債合計	119,144
		英国合計 (簿価 \$114,406)	119,144
		米国 (92.8%)	
		資産担保証券 (13.3%)	
		COMM Mortgage Trust Class XA	
USD	1,158,179	1.05% due 05/10/47	40,444
USD	1,000,754	1.26% due 06/10/47	39,724
		Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured Agency Credit Risk Debt Notes Class M2	
USD	250,000	4.13% due 03/25/30(d)	258,025
USD	250,000	5.08% due 10/25/29(d)	266,295
USD	250,000	5.74% due 07/25/29	263,276
		Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue Securities Class 1M2(d)	
USD	72,111	3.83% due 01/25/30	73,346
USD	130,000	4.63% due 10/25/29	135,096
		FNMA Connecticut Avenue Securities Class 1M2(d)	
USD	195,625	4.28% due 02/25/30	200,036
		GS Mortgage Securities Trust Class XA	
USD	1,196,851	1.03% due 01/10/47	37,987
		Home Equity Asset Trust Class M5(d)	
USD	65,000	2.72% due 05/25/35	65,126
		Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust Class XA(d)	
USD	1,247,434	1.00% due 06/15/47	40,815
		OBX 2019-EXP2 Trust Series 2019-EXP2	
USD	69,261	2.53% due 06/25/59	69,417
		RAAC Trust Class M1	
USD	126,350	2.83% due 02/25/36	126,125
		Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Class A4	
USD	105	2.65% due 04/25/36	105
		Verizon Owner Trust Class A(a)	
USD	35,371	2.06% due 09/20/21	35,392
		資産担保証券合計	1,651,209
		社債 (45.1%)	
		AbbVie, Inc. (a)	
USD	10,000	2.95% due 11/21/26(b)	10,470
USD	20,000	3.20% due 11/21/29(b)	21,095
USD	20,000	4.05% due 11/21/39(b)	22,156
USD	60,000	4.25% due 11/21/49(b)	67,838
USD	45,000	4.70% due 05/14/45(b)	53,247
		Air Lease Corp.	
USD	50,000	2.30% due 02/01/25	49,990
		Amkor Technology, Inc. (a), (b)	
USD	25,000	6.63% due 09/15/27	27,000
		Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc.	
USD	30,000	4.60% due 04/15/48	36,010
USD	50,000	4.75% due 04/15/58	60,679
USD	35,000	5.80% due 01/23/59	49,722
		Apple, Inc.	
USD	25,000	4.65% due 02/23/46	33,306
		Aramark Services, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.00% due 02/01/28	5,225
		ASGN, Inc. (a), (b)	
USD	35,000	4.63% due 05/15/28	34,589
		AssuredPartners, Inc. (a), (b)	

USD	30,000	7.00% due 08/15/25 AT&T, Inc.	30,091
USD	70,000	2.33% due 06/01/21 (d)	70,324
USD	20,000	4.35% due 06/15/45	22,539
USD	45,000	4.50% due 03/09/48	51,588
USD	60,000	5.45% due 03/01/47 Avis Budget Car Rental LLC / Avis Budget Finance, Inc. (a), (b)	77,965
USD	40,000	5.75% due 07/15/27 AXA Equitable Holdings, Inc.	40,000
USD	40,000	5.00% due 04/20/48 Bank of America Corp. (d)	45,312
USD	35,000	2.74% due 01/23/22	35,358
USD	50,000	3.71% due 04/24/28	54,602
USD	50,000	3.97% due 03/05/29 Beacon Roofing Supply, Inc. (a), (b)	56,018
USD	50,000	4.88% due 11/01/25 Boyd Gaming Corp. (b)	48,235
USD	5,000	6.38% due 04/01/26 Buckeye Partners LP	5,212
USD	85,000	3.95% due 12/01/26 Calpine Corp. (a), (b)	80,750
USD	60,000	5.13% due 03/15/28 Capital One Financial Co.	56,400
USD	40,000	2.84% due 03/09/22 CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp. (a), (b)	40,353
USD	58,000	5.00% due 02/01/28	60,320
USD	15,000	5.75% due 02/15/26 Cedar Fair LP (a), (b)	15,595
USD	5,000	5.25% due 07/15/29 Charter Communications Operating LLC / Charter Communications Operating Capital	5,000
USD	35,000	4.80% due 03/01/50 Cheniere Energy Partners LP	37,820
USD	23,000	5.25% due 10/01/25 Cigna Corp.	23,050
USD	40,000	4.80% due 08/15/38 Clear Channel Worldwide Holdings, Inc. (a), (b)	48,069
USD	2,000	5.13% due 08/15/27 Comcast Corp.	2,005
USD	25,000	4.00% due 08/15/47	29,539
USD	55,000	4.95% due 10/15/58 CommScope, Inc. (a), (b)	75,461
USD	48,000	6.00% due 03/01/26 Concho Resources, Inc.	49,269
USD	35,000	4.88% due 10/01/47 CrownRock LP / CrownRock Finance, Inc. (a), (b)	41,232
USD	25,000	5.63% due 10/15/25 CSC Holdings LLC (a), (b)	24,063
USD	85,000	5.75% due 01/15/30 CVS Health Corp.	89,888
USD	50,000	5.05% due 03/25/48 Dell International LLC / EMC Corp. (a), (b)	61,482
USD	70,000	5.45% due 06/15/23 DTE Energy Co.	77,187
USD	25,000	2.53% due 10/01/24	25,688
USD	65,000	3.40% due 06/15/29 Energizer Holdings, Inc. (a), (b)	70,018
USD	80,000	7.75% due 01/15/27 Energy Transfer Operating LP (b)	86,800
USD	30,000	3.75% due 05/15/30	30,420
USD	35,000	6.25% due 04/15/49	40,505

USD	60,000	6.63% due 12/31/49 (c), (d)	53,550
USD	80,000	7.13% due 12/31/49 (c), (d) Equinix, Inc.	75,600
USD	5,000	5.88% due 01/15/26 ESH Hospitality, Inc. (a)	5,276
USD	5,000	5.25% due 05/01/25 Evergy, Inc.	5,029
USD	65,000	2.90% due 09/15/29 Fox Corp. (a), (b)	67,089
USD	55,000	5.58% due 01/25/49 Freeport-McMoRan, Inc.	73,868
USD	60,000	5.45% due 03/15/43 Frontier Communications Corp. (a), (b), (e)	58,200
USD	30,000	8.00% due 04/01/27 General Electric Co.	31,125
USD	45,000	5.88% due 01/14/38 General Motors Financial Co., Inc.	58,519
USD	25,000	5.10% due 01/17/24 Goldman Sachs Group, Inc.	27,391
USD	80,000	2.43% due 02/23/23 (d)	80,436
USD	20,000	3.69% due 06/05/28 (d)	21,877
USD	50,000	3.81% due 04/23/29 (d)	55,153
USD	20,000	4.02% due 10/31/38 (d)	22,701
USD	20,000	5.15% due 05/22/45 Gray Television, Inc. (a), (b)	25,743
USD	5,000	7.00% due 05/15/27 GTCR AP Finance, Inc. (a), (b)	5,400
USD	5,000	8.00% due 05/15/27 HCA, Inc.	5,325
USD	40,000	5.25% due 06/15/49	46,592
USD	35,000	5.38% due 09/01/26 HD Supply, Inc. (a), (b)	38,787
USD	5,000	5.38% due 10/15/26 Healthcare Trust of America Holdings LP	5,231
USD	30,000	3.10% due 02/15/30 Hertz Corp. (a), (b)	31,387
USD	50,000	7.13% due 08/01/26 Hewlett Packard Enterprise Co.	49,360
USD	30,000	3.60% due 10/15/20 HUB International Ltd. (a)	30,256
USD	31,000	7.00% due 05/01/26 iHeartCommunications, Inc. (a), (b)	31,308
USD	5,000	5.25% due 08/15/27	5,157
USD	25,000	8.38% due 05/01/27 Iron Mountain, Inc. (a), (b)	27,149
USD	65,000	5.25% due 03/15/28 JELD-WEN, Inc. (a), (b)	67,295
USD	5,000	4.88% due 12/15/27 JPMorgan Chase & Co. (d)	5,172
USD	70,000	2.69% due 04/25/23 KAR Auction Services, Inc. (a), (b)	70,708
USD	5,000	5.13% due 06/01/25 KFC Holding Co./Pizza Hut Holdings LLC/Taco Bell of America LLC(a)	5,137
USD	5,000	5.25% due 06/01/26 Kinder Morgan Energy Partners LP	5,113
USD	55,000	4.15% due 02/01/24 Kinder Morgan, Inc.	59,228
USD	75,000	5.55% due 06/01/45 KLA Corp.	89,137
USD	15,000	3.30% due 03/01/50	14,730

		Kraft Heinz Foods Co. (a)	
USD	65,000	3.75% due 04/01/30(b)	66,241
USD	55,000	4.88% due 10/01/49(b)	54,252
USD	5,000	5.00% due 06/04/42	4,982
USD	5,000	5.20% due 07/15/45	5,140
		Kroger Co.	
USD	15,000	5.40% due 01/15/49	19,480
		Lamar Media Corp.	
USD	5,000	5.75% due 02/01/26	5,200
		Live Nation Entertainment, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	4.88% due 11/01/24	5,100
		LPL Holdings, Inc. (a), (b)	
USD	25,000	5.75% due 09/15/25	25,938
		Mauser Packaging Solutions Holding Co. (a), (b)	
USD	38,000	7.25% due 04/15/25	36,829
		Microchip Technology, Inc.	
USD	55,000	4.33% due 06/01/23	59,379
		Morgan Stanley(b)	
USD	85,000	3.59% due 07/22/28(d)	92,984
USD	25,000	5.45% due 12/31/49(c)	25,013
		Morgan Stanley MTN Series GMTN	
USD	65,000	2.25% due 01/20/23	65,115
		MPH Acquisition Holdings LLC(a), (b)	
USD	45,000	7.13% due 06/01/24	41,860
		MPLX LP	
USD	10,000	4.00% due 03/15/28	10,532
USD	65,000	4.70% due 04/15/48	65,845
		Mylan, Inc.	
USD	40,000	4.55% due 04/15/28	45,123
		Netflix, Inc. (a)	
USD	5,000	5.38% due 11/15/29(b)	5,436
USD	30,000	5.88% due 11/15/28	33,729
		Nexstar Broadcasting, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.63% due 07/15/27	5,175
		Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co. (a), (b)	
USD	5,000	5.00% due 04/15/22	4,984
		Novelis Corp. (a), (b)	
USD	55,000	4.75% due 01/30/30	54,244
		Occidental Petroleum Corp.	
USD	60,000	3.20% due 08/15/26	61,102
USD	60,000	3.50% due 08/15/29	60,366
USD	20,000	4.30% due 08/15/39	19,190
		Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. / Ortho-Clinical Diagnostics S.A. (a), (b)	
USD	30,000	7.25% due 02/01/28	29,475
		Outfront Media Capital LLC / Outfront Media Capital Corp. (a), (b)	
USD	3,000	5.00% due 08/15/27	3,090
		Penske Automotive Group, Inc.	
USD	5,000	5.50% due 05/15/26	5,113
		Plains All American Pipeline LP / PAA Finance Corp.	
USD	105,000	3.55% due 12/15/29	103,227
USD	36,000	4.65% due 10/15/25	39,202
		Post Holdings, Inc. (a), (b)	
USD	25,000	5.63% due 01/15/28	26,130
		Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc. (a), (b)	
USD	70,000	5.75% due 04/15/26	72,079
		Rackspace Hosting, Inc. (a), (b)	
USD	38,000	8.63% due 11/15/24	36,385
		Range Resources Corp.	
USD	50,000	4.88% due 05/15/25	31,610
		Realogy Group LLC / Realogy Co.-Issuer Corp. (a), (b)	

USD	5,000	4.88% due 06/01/23	4,972
USD	45,000	9.38% due 04/01/27	46,125
		Scientific Games International, Inc. (a), (b)	
USD	55,000	7.00% due 05/15/28	53,196
		Sinclair Television Group, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.13% due 02/15/27	4,924
		Sirius XM Radio, Inc. (a), (b)	
USD	35,000	5.50% due 07/01/29	37,527
		Six Flags Entertainment Corp. (a), (b)	
USD	5,000	4.88% due 07/31/24	4,935
USD	30,000	5.50% due 04/15/27	28,650
		Spectrum Brands, Inc.	
USD	5,000	5.75% due 07/15/25	5,125
		Sprint Corp.	
USD	100,000	7.13% due 06/15/24	113,458
		Staples, Inc. (a), (b)	
USD	68,000	7.50% due 04/15/26	67,745
		Station Casinos LLC(a), (b)	
USD	5,000	5.00% due 10/01/25	5,025
		Synchrony Financial	
USD	85,000	2.85% due 07/25/22	86,942
		Talen Energy Supply LLC(a), (b)	
USD	30,000	10.50% due 01/15/26	26,700
		Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp.	
USD	70,000	5.00% due 01/15/28	69,104
		Taylor Morrison Communities, Inc. (a), (b)	
USD	30,000	5.75% due 01/15/28	33,146
		Tenet Healthcare Corp.	
USD	5,000	8.13% due 04/01/22	5,417
		Terex Corp. (a), (b)	
USD	45,000	5.63% due 02/01/25	45,675
		Toll Brothers Finance Corp.	
USD	5,000	4.35% due 02/15/28	5,277
		TransDigm, Inc. (a)	
USD	60,000	6.25% due 03/15/26(b)	63,525
USD	5,000	7.50% due 03/15/27	5,269
		United Rentals North America, Inc.	
USD	5,000	5.25% due 01/15/30	5,260
		UnitedHealth Group, Inc.	
USD	15,000	3.88% due 08/15/59	17,083
		Verizon Communications, Inc.	
USD	50,000	4.52% due 09/15/48	64,666
		Vistra Operations Co. LLC(a), (b)	
USD	32,000	5.00% due 07/31/27	32,320
		Wells Fargo & Co. (d)	
USD	60,000	2.57% due 02/11/31	61,250
USD	70,000	2.91% due 01/24/23	71,050
		Western Digital Corp.	
USD	25,000	4.75% due 02/15/26	25,813
		William Carter Co. (a), (b)	
USD	5,000	5.63% due 03/15/27	5,320
		WPX Energy, Inc.	
USD	25,000	5.75% due 06/01/26	24,805
		Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp. (a), (b)	
USD	5,000	5.50% due 03/01/25	4,906
		Zayo Group LLC / Zayo Capital, Inc.	
USD	5,000	6.38% due 05/15/25	5,113
		社債合計	5,583,387
		国債 (34.4%)	

		Federal Home Loan Mortgage Corp., TBA(f)	
USD	175,000	2.50% due 01/01/35	179,730
USD	110,000	3.00% due 03/01/35	113,942
USD	510,000	3.00% due 03/01/50	525,340
USD	455,000	3.50% due 03/01/50	472,556
		Federal National Mortgage Association, TBA(f)	
USD	225,000	4.00% due 03/01/50	237,032
USD	40,000	4.50% due 03/01/50	42,701
		Government National Mortgage Association, TBA(f)	
USD	180,000	3.00% due 03/01/50	186,012
USD	125,000	3.50% due 03/01/50	129,541
		U. S. Treasury Bond	
USD	115,000	3.00% due 05/15/45	146,252
USD	200,000	3.13% due 02/15/43	257,219
		U. S. Treasury Bonds	
USD	170,000	2.25% due 08/15/46	190,493
USD	310,000	2.75% due 08/15/42	376,045
		U. S. Treasury Inflation Indexed Bond	
USD	130,260	1.00% due 02/15/48	162,689
		U. S. Treasury Inflation Indexed Bonds	
USD	222,329	1.00% due 02/15/46	273,626
		U. S. Treasury Note	
USD	60,000	1.63% due 02/15/26	62,170
USD	555,000	2.75% due 02/15/28	626,305
USD	200,000	2.88% due 05/31/25	219,688
USD	50,000	2.88% due 08/15/28	57,207
		国債合計	4,258,548
		米国合計 (簿価 \$11,252,555)	11,493,144
		債券合計 (簿価 \$12,356,183)	12,633,310
口数		上場投資信託(ETF) (12.8%)	
		米国 (12.8%)	
49,004		Invesco Senior Loan ETF	1,077,598
709		iShares JP Morgan EM Corporate Bond ETF	36,868
3,021		iShares JP Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	344,757
3,815		VanEck Vectors J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETF	123,644
		米国合計	1,582,867
		上場投資信託(ETF)合計 (簿価 \$1,599,719)	1,582,867
元本		短期投資 (2.1%)	
		米国 (2.0%)	
		国債 (1.6%)	
		U. S. Treasury Bill ⁽¹⁾	
USD	200,000	Zero coupon, due 05/28/20	199,260
		国債合計	199,260
		定期預金 (0.4%)	
		JP Morgan Chase & Co.	
USD	50,828	0.90% due 03/02/20	50,828
		定期預金合計	50,828
		米国合計 (簿価 \$250,088)	250,088
		グランド・ケイマン (0.1%)	
		定期預金 (0.1%)	
		Brown Brothers Harriman & Co.	
DKK	0 ⁽²⁾	-0.95% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
EUR	5,047	-0.68% due 03/02/20	5,544
JPY	5	-0.26% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
SEK	0 ⁽²⁾	-0.17% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
AUD	925	0.31% due 03/02/20	596
GBP	6	0.33% due 03/02/20	7
NOK	0 ⁽²⁾	0.70% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
NZD	55	0.70% due 03/02/20	35

CAD	6	0.82% due 03/02/20	5
ZAR	1,575	6.25% due 03/02/20	100
定期預金合計			6,287
グランド・ケイマン合計 (簿価 \$6,287)			6,287
短期投資合計 (簿価 \$256,375)			256,375
			純資産
投資総額 (簿価 \$14,212,277)			117.0%
現金および他の資産を超過する負債			\$ 14,472,552
純資産			(17.0)
			\$ 12,379,005

(1)この証券のすべてもしくは一部が2020年2月28日時点の先物取引の担保として取引相手に差し入れられています。

(2)0.5未満

投資明細表のすべての有価証券は運用会社の最善の判断に基づいて有価証券の所在地ではなく、リスクの所在国によって分類されています。

用語集:

TBA To be announced(事後告知)の略。米国政府機関によって発行される不動産ローン担保証券の先物取引で、合意された将来の決済日に受渡しがされます。

(a) 償還条項付き証券。

(b) 144A 証券 - 1933年証券取引法の規則144Aの下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関投資家に転売が可能です。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされません。

(c) 永久債。

(d) 2020年2月28日時点の変動金利証券。

(e) 証券は現在、債務不履行になっています。

(f) 発行日取引または繰延受渡しベースで購入された証券。

2020年2月28日時点で、以下の先物取引によりブローカーに対し現金\$26,368の未払金があります。

2020年2月28日時点の先物取引 (純資産の-0.7%)

ポジション	銘柄	限月	枚数	評価益/(損)
Short	Euro-Bund March Futures	2020年03月	(1)	\$ (7,283)
Short	U.S. Treasury 10 Year Ultra June Futures	2020年06月	(12)	(29,194)
Short	U.S. Treasury Long Bond June Futures	2020年06月	(1)	(3,282)
Short	U.S. Ultra Long Bond (CBT) June Futures	2020年06月	(8)	(49,813)
Long	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June Futures	2020年06月	2	3,220
Long	U.S. Treasury 2 Year Note (CBT) June Futures	2020年06月	13	13,750
Short	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June Futures	2020年06月	(6)	(9,000)
				\$ (81,602)

2020年2月28日時点のファンドレベルの外国為替先渡契約 (純資産の-0.1%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価 (損)	純評価益/(損)
BRL	Citibank NA	269,783	03/03/2020	USD	63,356	\$ -	\$ (3,559)	\$ (3,559)
BRL	Citibank NA	124,941	03/03/2020	USD	27,773	-	(80)	(80)
BRL	Citibank NA	144,842	03/03/2020	USD	32,196	-	(92)	(92)
BRL	Citibank NA	144,842	04/02/2020	USD	32,411	-	(376)	(376)
CAD	Citibank NA	236	04/22/2020	USD	181	-	(5)	(5)
CNY	Citibank NA	196,205	03/03/2020	USD	28,069	1	-	1
CNY	Citibank NA	196,205	03/03/2020	USD	27,993	77	-	77
CNY	Citibank NA	196,205	04/02/2020	USD	27,901	153	-	153
COP	Citibank NA	231,977,631	03/03/2020	USD	65,533	-	(133)	(133)
COP	Citibank NA	231,977,631	03/03/2020	USD	67,992	-	(2,592)	(2,592)
COP	Citibank NA	231,977,631	04/02/2020	USD	67,476	-	(2,168)	(2,168)
CZK	Citibank NA	644,650	03/03/2020	USD	28,323	-	(533)	(533)
CZK	Citibank NA	644,650	04/02/2020	USD	27,780	1	-	1
DKK	State Street Bank and Trust Co.	42,121	04/22/2020	USD	6,304	-	(91)	(91)

EUR	State Street Bank and Trust Co.	220,223	04/22/2020	USD	246,171	-	(3,519)	(3,519)		
JPY	State Street Bank and Trust Co.	47,295	04/22/2020	USD	432	8	-	8		
KRW	Citibank NA	81,445,002	03/03/2020	USD	67,016	44	-	44		
KRW	Citibank NA	81,445,002	03/03/2020	USD	68,200	-	(1,140)	(1,140)		
MXN	Citibank NA	739,747	03/03/2020	USD	39,751	-	(2,383)	(2,383)		
MXN	Citibank NA	340,394	04/02/2020	USD	17,720	-	(609)	(609)		
RUB	Citibank NA	3,756,999	03/03/2020	USD	58,958	-	(3,050)	(3,050)		
RUB	Citibank NA	3,756,999	04/02/2020	USD	57,308	-	(1,708)	(1,708)		
SEK	State Street Bank and Trust Co.	691	04/22/2020	USD	73	-	(2)	(2)		
USD	Citibank NA	68,864	03/03/2020	KRW	81,445,002	1,803	-	1,803		
USD	Citibank NA	57,508	03/03/2020	RUB	3,756,999	1,600	-	1,600		
USD	Citibank NA	27,787	03/03/2020	CZK	644,650	-	(3)	(3)		
USD	Citibank NA	21,190	03/03/2020	MXN	399,353	1,017	-	1,017		
USD	Citibank NA	65,533	03/03/2020	COP	231,977,631	133	-	133		
USD	Citibank NA	28,069	03/03/2020	CNY	196,205	-	(1)	(1)		
USD	Citibank NA	27,926	03/03/2020	CNY	196,205	-	(144)	(144)		
USD	Citibank NA	28,412	03/03/2020	BRL	124,941	719	-	719		
USD	Citibank NA	32,476	03/03/2020	BRL	144,842	372	-	372		
USD	Citibank NA	59,969	03/03/2020	BRL	269,783	172	-	172		
USD	Citibank NA	17,799	03/03/2020	MXN	340,394	604	-	604		
USD	Citibank NA	67,016	03/03/2020	KRW	81,445,002	-	(44)	(44)		
USD	Citibank NA	67,573	03/03/2020	COP	231,977,631	2,173	-	2,173		
USD	Citibank NA	98	04/22/2020	NOK	867	6	-	6		
USD	Citibank NA	107,295	04/22/2020	EUR	99,089	-	(1,886)	(1,886)		
USD	Westpac Banking Corp.	45,877	04/22/2020	EUR	41,673	-	(40)	(40)		
					\$	8,883	\$	(24,158)	\$	(15,275)

2020年2月28日時点の通貨セレクトクラス外国為替先渡契約（純資産の-0.2%）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益/ （損）
IDR	Citibank N. A.	1,483,101,362	03/11/2020	USD	108,668	\$ -	\$ (5,370)	\$ (5,370)
INR	Citibank N. A.	7,459,807	03/11/2020	USD	104,582	-	(1,304)	(1,304)
MXN	Citibank N. A.	2,165,923	03/11/2020	USD	115,975	-	(6,711)	(6,711)
RON	Citibank N. A.	418,330	03/11/2020	USD	96,558	-	(1,175)	(1,175)
RUB	Citibank N. A.	6,846,711	03/11/2020	USD	107,927	-	(6,168)	(6,168)
TRY	Citibank N. A.	848,242	03/11/2020	USD	140,731	-	(5,573)	(5,573)
					\$	-	\$ (26,301)	\$ (26,301)

2020年2月28日時点の円ヘッジクラス外国為替先渡契約（純資産の0.9%）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益/ （損）
JPY	Citibank N. A.	687,509,706	03/11/2020	USD	6,264,829	\$ 111,755	\$ -	\$ 111,755

2020年2月28日時点の円ヘッジN1クラス外国為替先渡契約（純資産の0.5%）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益/ （損）
JPY	Citibank N. A.	364,994,827	03/11/2020	USD	3,327,744	\$ 57,547	\$ -	\$ 57,547

2020年2月28日時点の通貨分散／N1クラスのトータル・リターン・スワップ（純資産の-0.0%）

想定元本	取引相手	参照法人	通貨	満期日	評価額
86,447	Nomura Securities Co., Ltd.	Nomura 12 Currency Basket Strategy	USD	3/31/2020	\$ (137)

通貨の略称

AUD	-	オーストラリア・ドル
BRL	-	ブラジル・リアル
CAD	-	カナダ・ドル

CNY	-	中国・人民元
COP	-	コロンビア・ペソ
CZK	-	チェコ・コルナ
DKK	-	デンマーク・クローネ
EUR	-	ユーロ
GBP	-	英ポンド
IDR	-	インドネシア・ルピア
INR	-	インド・ルピー
JPY	-	日本円
KRW	-	韓国ウォン
MXN	-	メキシコ・ペソ
NZD	-	ニュージーランド・ドル
RON	-	ルーマニア・レウ
RUB	-	ロシア・ルーブル
NOK	-	ノルウェー・クローネ
SEK	-	スウェーデン・クローネ
TRY	-	トルコ・リラ
USD	-	米ドル
ZAR	-	南アフリカ・ランド

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,698,326,250	643,716,730
流動資産合計	5,698,326,250	643,716,730
資産合計	5,698,326,250	643,716,730
負債の部		
流動負債		
未払解約金	191,760,000	—
流動負債合計	191,760,000	—
負債合計	191,760,000	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	5,511,878,678	644,639,397
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△5,312,428	△922,667
元本等合計	5,506,566,250	643,716,730
純資産合計	5,506,566,250	643,716,730
負債純資産合計	5,698,326,250	643,716,730

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2020年3月28日 至 2021年3月29日
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
1. ※1 期首	2019年3月28日	2020年3月28日
期首元本額	8,019,879,907 円	5,511,878,678 円
期中追加設定元本額	4,112,319,657 円	113,330,125 円
期中一部解約元本額	6,620,320,886 円	4,980,569,406 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジあり)	999 円	999 円
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジなし)	999 円	999 円
通貨選択型ダイワ米国株主還元 株αクワトロプレミアム(毎月 分配型)	219,583 円	219,583 円
通貨選択型ダイワ米国株主還元 株αクワトロプレミアム(年2 回決算型)	24,953 円	24,953 円
ダイワ米国株主還元株ツインα プレミアム(毎月分配型)	848,389 円	848,389 円
ダイワ米国株主還元株ツインα プレミアム(年2回決算型)	66,873 円	66,873 円
ダイワ米国株主還元株ファンド	36,730,213 円	36,730,213 円
ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド(為替ヘッジあり)	6,592,748 円	6,592,748 円
ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド(為替ヘッジなし)	10,288,683 円	10,288,683 円
ダイワ/バリュー・パートナー ズ・チャイナ・イノベーター・ ファンド	10,000 円	10,000 円
世界M&A戦略株ファンド	— 円	1,001,302 円
ダイワ/NB・米国債券戦略フ ァンド 為替ヘッジあり(年1 回決算型)	4,995 円	4,995 円
ダイワ/NB・米国債券戦略フ ァンド 為替ヘッジなし(年1 回決算型)	4,995 円	4,995 円
ダイワ・ブラジル・リアル債α (毎月分配型)ースーパー・ハ イインカムー α50 コース	49,911 円	49,911 円
ダイワ・ブラジル・リアル債α (毎月分配型)ースーパー・ハ イインカムー α100 コース	49,911 円	49,911 円

S&P500 (マルチアイ搭載)	－円	70,098,138 円
ダイワ・オーストラリア高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ	116,018,023 円	15,808,517 円
ダイワ日本株式インデックス・ファンドーシフト 11 Ver6	422,089,151 円	－円
ダイワ日本株式インデックス・ファンドーシフト 11 Ver7	1,327,444,782 円	－円
ダイワ日本株式インデックス・ファンドーシフト 11 Ver4	752,372,235 円	－円
ダイワ日本株式インデックス・ファンドーシフト 11 Ver5	2,336,093,642 円	－円
ダイワ円債セレクト マネーコース	499,965,126 円	499,835,721 円
ダイワ・スイス高配当株ツインα (毎月分配型)	2,996,106 円	2,996,106 円
ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり (毎月分配型)	1,235 円	1,235 円
ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし (毎月分配型)	1,598 円	1,598 円
通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 日本円コース (毎月分配型)	1,544 円	1,544 円
通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 通貨セレクトコース (毎月分配型)	1,984 円	1,984 円
計	5,511,878,678 円	644,639,397 円
2. 期末日における受益権の総数	5,511,878,678 口	644,639,397 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 5,312,428 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 922,667 円であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2020年3月28日 至 2021年3月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2021年3月29日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
1口当たり純資産額	0.9990円	0.9986円
(1万口当たり純資産額)	(9,990円)	(9,986円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2020年3月28日から2021年3月29日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年4月30日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）の2020年3月28日から2021年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）の2021年3月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）

(1) 【貸借対照表】

	第7期	第8期
	2020年3月27日現在	2021年3月29日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,065,243	563,183
投資信託受益証券	13,421,287	15,618,955
親投資信託受益証券	4,990	4,988
流動資産合計	14,491,520	16,187,126
資産合計	14,491,520	16,187,126
負債の部		
流動負債		
未払解約金	408,567	234
未払受託者報酬	8,006	2,519
未払委託者報酬	295,234	93,236
その他未払費用	1,898	549
流動負債合計	713,705	96,538
負債合計	713,705	96,538
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	13,570,163	13,576,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	207,652	2,514,557
(分配準備積立金)	939,552	939,433
元本等合計	13,777,815	16,090,588
純資産合計	13,777,815	16,090,588
負債純資産合計	14,491,520	16,187,126

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第7期	第8期
	自2019年3月28日 至2020年3月27日	自2020年3月28日 至2021年3月29日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△657,898	2,497,666
営業収益合計	△657,898	2,497,666
営業費用		
支払利息	255	—
受託者報酬	17,968	4,997
委託者報酬	662,160	185,287
その他費用	4,413	1,108
営業費用合計	684,796	191,392
営業利益又は営業損失(△)	△1,342,694	2,306,274
経常利益又は経常損失(△)	△1,342,694	2,306,274
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,342,694	2,306,274
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	665,200	263
期首剰余金又は期首欠損金(△)	8,787,776	207,652
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,606	911
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	15,606	911
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,587,836	17
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	6,587,836	17
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	207,652	2,514,557

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 8 期	
	自 2020 年 3 月 28 日	至 2021 年 3 月 29 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間末日</p> <p>2021 年 3 月 27 日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を 2021 年 3 月 29 日としております。このため、当計算期間は 367 日となっております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 7 期	第 8 期
	2020 年 3 月 27 日現在	2021 年 3 月 29 日現在
1. ※1 期首元本額	53,836,845 円	13,570,163 円
期中追加設定元本額	87,307 円	7,568 円
期中一部解約元本額	40,353,989 円	1,700 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	13,570,163 口	13,576,031 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第 7 期	第 8 期
	自 2019 年 3 月 28 日 至 2020 年 3 月 27 日	自 2020 年 3 月 28 日 至 2021 年 3 月 29 日
※1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金</p>

	(503,540円)及び分配準備積立金(939,552円)より分配対象額は1,443,092円(1万口当たり1,063.43円)であり、分配を行っておりません。	(2,511,902円)及び分配準備積立金(939,433円)より分配対象額は3,451,335円(1万口当たり2,542.23円)であり、分配を行っておりません。
--	--	--

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第8期	
	自 2020年3月28日	至 2021年3月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第8期	
	2021年3月29日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 7 期 2020 年 3 月 27 日現在	第 8 期 2021 年 3 月 29 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,824,334	2,457,826
親投資信託受益証券	△3	△2
合計	△1,824,337	2,457,824

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 7 期 2020 年 3 月 27 日現在	第 8 期 2021 年 3 月 29 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 8 期 自 2020 年 3 月 28 日 至 2021 年 3 月 29 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 7 期 2020 年 3 月 27 日現在	第 8 期 2021 年 3 月 29 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0153 円 (10,153 円)	1.1852 円 (11,852 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	NB STRATEGIC INCOME FUND NON HEDGED N1 CLASS	118,752.750	15,618,955	
投資信託受益証券	合計		15,618,955	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	4,995	4,988	
親投資信託受益証券	合計		4,988	
合計			15,623,943	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」の状況

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）」に記載のとおりであります。

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年3月30日から2021年9月29日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月12日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）の2021年3月30日から2021年9月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）の2021年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月30日から2021年9月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり (年1回決算型)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2021年9月29日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		12,706
投資信託受益証券		189,377
親投資信託受益証券		486
流動資産合計		202,569
資産合計		202,569
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		179
未払委託者報酬		6,927
その他未払費用		184
流動負債合計		7,290
負債合計		7,290
純資産の部		
元本等		
元本	※1	201,967
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	※2	△6,688
(分配準備積立金)		1,471
元本等合計		195,279
純資産合計		195,279
負債純資産合計		202,569

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2021年3月30日 至 2021年9月29日
	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	14,238
営業収益合計	14,238
営業費用	
受託者報酬	179
委託者報酬	6,927
その他費用	184
営業費用合計	7,290
営業利益	6,948
経常利益	6,948
中間純利益	6,948
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	6,414
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△43,251
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,149
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	36,149
剰余金減少額又は欠損金増加額	120
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	120
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△6,688

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2021年3月30日 至 2021年9月29日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 2021年9月29日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,209,150 円 3,710 円 1,010,893 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	201,967 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,688円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2021年3月30日 至 2021年9月29日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2021年9月29日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2021年9月29日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年9月29日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9669円 (9,669円)

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(米ドル建て)

貸借対照表
2020年2月28日

資産	
投資資産の評価額（簿価 \$14,212,277）	\$ 14,472,552
現金	54
外国為替先渡契約による評価益	178,185
未収：	
売却済みの投資	39,766
決済遅延した売却済みの投資	416,883
利息	94,008
その他資産	254
資産合計	<u>15,201,702</u>
負債	
外国為替先渡契約による評価損	50,459
スワップ契約による評価損	137
ブローカーに対する未払金 - 先物取引の変動証拠金	55,234
未払：	
購入済みの投資	40,553
決済遅延した購入済みの投資	2,289,674
償還済み受益証券	179,854
専門家報酬	121,666
保管会社報酬	45,611
会計および管理会社報酬	22,328
運用会社報酬	12,528
名義書換代理人報酬	1,929
受託会社報酬	844
為替取引執行会社報酬	622
為替運用会社報酬	85
その他負債	1,173
負債合計	<u>2,822,697</u>
純資産	<u>\$ 12,379,005</u>
純資産	
通貨セレクトクラス	\$ 641,115
通貨分散／N1クラス	89,992
円ヘッジクラス	6,359,266
円ヘッジ／N1クラス	3,376,099
ノンヘッジクラス	1,034,164
ノンヘッジ／N1クラス	878,369
	<u>\$ 12,379,005</u>
発行済み受益証券口数	
通貨セレクトクラス	1,308,733
通貨分散／N1クラス	113,724
円ヘッジクラス	8,543,730
円ヘッジ／N1クラス	3,491,093
ノンヘッジクラス	950,748
ノンヘッジ／N1クラス	750,645
受益証券1口当り純資産額	
通貨セレクトクラス	\$ 0.490
通貨分散／N1クラス	\$ 0.791
円ヘッジクラス	\$ 0.744
円ヘッジ／N1クラス	\$ 0.967

ノンヘッジクラス	\$	1.088
ノンヘッジ/N1クラス	\$	1.170

損益計算書

2020年2月28日に終了した年度

投資収益		
受取利息（源泉徴収税 \$2,842 控除後）	\$	543,450
配当収益（源泉徴収税 \$40,549 控除後）		94,614
投資収益合計		<u>638,064</u>
費用		
運用会社報酬		87,934
保管会社報酬		87,567
専門家報酬		65,546
会計および管理会社報酬		45,124
受託会社報酬		16,309
名義書換代理人報酬		6,117
為替取引執行会社報酬		1,273
為替運用会社報酬		1,117
登録料		878
費用合計		<u>311,865</u>
投資純利益		<u>326,199</u>
実現益（損）および評価益（損）：		
実現益（損）：		
証券投資		631,197
先物取引		(673,783)
スワップ契約		(3,711)
外国為替取引および外国為替先渡契約		(212,919)
純実現益（損）		<u>(259,216)</u>
評価益（損）の純変動：		
証券投資		482,657
スワップ契約		(104)
先物取引		(120,527)
外国為替換算および外国為替先渡契約		210,834
評価益（損）の純変動		<u>572,860</u>
純実現益（損）および評価益（損）の純変動		<u>313,644</u>
運用による純資産の純増	\$	<u>639,843</u>

(米ドル建て)

投資明細表
2020年2月28日

元本	有価証券の明細	評価額
	債券 (102.1%)	
	アンゴラ (0.2%)	
	国債 (0.2%)	
	Republic of Angola (a)	
USD 20,000	9.38% due 05/08/48	\$ 20,338
	国債合計	<u>20,338</u>
	アンゴラ合計 (簿価 \$21,914)	<u>20,338</u>
	アゼルバイジャン (0.1%)	
	社債 (0.1%)	

USD	15,000	Southern Gas Corridor (a) 6.88% due 03/24/26	17,901
		社債合計	17,901
		アゼルバイジャン合計 (簿価 \$17,407)	17,901
		ブラジル (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
USD	20,000	Brazilian Government International Bond 5.00% due 01/27/45	21,875
		国債合計	21,875
		ブラジル合計 (簿価 \$20,200)	21,875
		カナダ (1.5%)	
		社債 (1.5%)	
USD	45,000	1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc. (a), (b) 5.00% due 10/15/25	45,342
USD	25,000	Bombardier, Inc. (a), (b) 8.75% due 12/01/21	26,463
USD	25,000	Canadian Natural Resources, Ltd. 4.95% due 06/01/47	29,725
USD	5,000	Masonite International Corp. (a), (b) 5.38% due 02/01/28	5,247
USD	82,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc. (a), (b) 6.13% due 04/15/25	83,615
		社債合計	190,392
		カナダ合計 (簿価 \$185,559)	190,392
		コスタリカ (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
USD	20,000	Costa Rica Government Bond (a) 7.00% due 04/04/44	20,500
		国債合計	20,500
		コスタリカ合計 (簿価 \$19,643)	20,500
		エジプト (0.1%)	
		国債 (0.1%)	
USD	15,000	Arab Republic of Egypt (a) 8.50% due 01/31/47	16,052
		国債合計	16,052
		エジプト合計 (簿価 \$16,761)	16,052
		フランス (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
USD	54,000	Altice France S. A. (a), (b) 7.38% due 05/01/26	56,630
		社債合計	56,630
		フランス合計 (簿価 \$54,245)	56,630
		香港 (0.0%)	
		社債 (0.0%)	
USD	5,000	Melco Resorts Finance Ltd. (a), (b) 5.63% due 07/17/27	5,229
		社債合計	5,229
		香港合計 (簿価 \$5,249)	5,229
		インド (0.1%)	
		社債 (0.1%)	
USD	10,000	Greenko Mauritius Ltd. (a), (b) 6.25% due 02/21/23	10,260
		社債合計	10,260
		インド合計 (簿価 \$10,261)	10,260
		インドネシア (0.2%)	
		社債 (0.2%)	
USD	20,000	Saka Energi Indonesia PT (a) 4.45% due 05/05/24	20,227

		社債合計	20,227
		インドネシア合計 (簿価 \$20,282)	20,227
		アイルランド (1.4%)	
		社債 (1.4%)	
		AerCap Ireland Capital DAC / AerCap Global Aviation Trust	
USD	150,000	4.45% due 10/01/25	165,410
		C&W Senior Financing DAC(a), (b)	
USD	10,000	6.88% due 09/15/27	10,550
		社債合計	175,960
		アイルランド合計 (簿価 \$160,403)	175,960
		ルクセンブルク (0.7%)	
		社債 (0.7%)	
		ARD Finance S.A. (a), (b)	
USD	25,000	6.50% due 06/30/27	25,157
		CSN Resources S.A. (a)	
USD	20,000	7.63% due 04/17/26	19,800
		Intelsat Jackson Holdings S.A.	
USD	20,000	5.50% due 08/01/23	17,200
		Rumo Luxembourg Sarl (a)	
USD	5,000	7.38% due 02/09/24	5,286
		Ypso Finance Bis S.A. (a), (b)	
USD	25,000	6.00% due 02/15/28	24,008
		社債合計	91,451
		ルクセンブルク合計 (簿価 \$96,149)	91,451
		マカオ (0.0%)	
		社債 (0.0%)	
		Studio City Finance Ltd. (a), (b)	
USD	5,000	7.25% due 02/11/24	5,238
		社債合計	5,238
		マカオ合計 (簿価 \$5,320)	5,238
		メキシコ (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		Elementia SA(a)	
USD	10,000	5.50% due 01/15/25	9,800
		Grupo Bimbo SAB de CV	
USD	100,000	4.70% due 11/10/47	114,366
		社債合計	124,166
		メキシコ合計 (簿価 \$109,808)	124,166
		モンゴル (0.1%)	
		国債 (0.1%)	
		Mongolia International Bond(a)	
USD	10,000	8.75% due 03/09/24	11,098
		国債合計	11,098
		モンゴル合計 (簿価 \$11,544)	11,098
		多国籍企業 (0.0%)	
		社債 (0.0%)	
		Ardagh Packaging Finance PLC / Ardagh Holdings USA, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	6.00% due 02/15/25	5,212
		社債合計	5,212
		多国籍企業合計 (簿価 \$5,149)	5,212
		ナミビア (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Republic of Namibia(a)	
USD	20,000	5.25% due 10/29/25	20,558
		国債合計	20,558
		ナミビア合計 (簿価 \$20,598)	20,558
		オランダ (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		MV24 Capital BV(a)	

USD	19,721	6.75% due 06/01/34 Mylan NV	20,658
USD	20,000	3.95% due 06/15/26 Petrobras Global Finance BV	21,750
USD	15,000	6.90% due 03/19/49	17,962
		社債合計	<u>60,370</u>
		オランダ合計 (簿価 \$59,439)	<u>60,370</u>
		ナイジェリア (0.1%)	
		国債 (0.1%)	
		Republic of Nigeria(a)	
USD	10,000	7.88% due 02/16/32	10,047
		国債合計	<u>10,047</u>
		ナイジェリア合計 (簿価 \$10,683)	<u>10,047</u>
		オマーン (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Oman Government International Bond(a)	
USD	20,000	6.75% due 01/17/48	18,872
		国債合計	<u>18,872</u>
		オマーン合計 (簿価 \$19,185)	<u>18,872</u>
		セネガル (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Republic of Senegal (a)	
USD	20,000	6.25% due 05/23/33	20,968
		国債合計	<u>20,968</u>
		セネガル合計 (簿価 \$20,585)	<u>20,968</u>
		シンガポール (0.1%)	
		社債 (0.1%)	
		Medco Oak Tree Pte Ltd. (a), (b)	
USD	10,000	7.38% due 05/14/26	9,742
		社債合計	<u>9,742</u>
		シンガポール合計 (簿価 \$10,528)	<u>9,742</u>
		南アフリカ (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Republic of South Africa Government International Bond	
USD	20,000	5.88% due 06/22/30	21,643
		国債合計	<u>21,643</u>
		南アフリカ合計 (簿価 \$21,244)	<u>21,643</u>
		スリランカ (0.0%)	
		国債 (0.0%)	
		Republic of Sri Lanka (a)	
USD	5,000	7.55% due 03/28/30	4,663
		国債合計	<u>4,663</u>
		スリランカ合計 (簿価 \$5,014)	<u>4,663</u>
		トリニダードトバゴ (0.2%)	
		国債 (0.2%)	
		Trinidad & Tobago(a)	
USD	20,000	4.50% due 08/04/26	20,900
		国債合計	<u>20,900</u>
		トリニダードトバゴ合計 (簿価 \$20,924)	<u>20,900</u>
		トルコ (0.3%)	
		社債 (0.2%)	
		Turk Sise ve Cam Fabrika(a)	
USD	20,000	6.95% due 03/14/26	20,930
		社債合計	<u>20,930</u>
		国債 (0.1%)	
		Turkey Government International Bond	
USD	20,000	6.00% due 03/25/27	19,800
		国債合計	<u>19,800</u>

		トルコ合計 (簿価 \$41,128)	40,730
		英国 (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		British Telecommunication	
USD	65,000	3.25% due 11/08/29	67,144
		HSBC Holdings PLC(b), (c), (d)	
USD	50,000	6.00% due 12/31/49	52,000
		社債合計	119,144
		英国合計 (簿価 \$114,406)	119,144
		米国 (92.8%)	
		資産担保証券 (13.3%)	
		COMM Mortgage Trust Class XA	
USD	1,158,179	1.05% due 05/10/47	40,444
USD	1,000,754	1.26% due 06/10/47	39,724
		Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured Agency Credit Risk Debt Notes Class M2	
USD	250,000	4.13% due 03/25/30(d)	258,025
USD	250,000	5.08% due 10/25/29(d)	266,295
USD	250,000	5.74% due 07/25/29	263,276
		Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue Securities Class 1M2(d)	
USD	72,111	3.83% due 01/25/30	73,346
USD	130,000	4.63% due 10/25/29	135,096
		FNMA Connecticut Avenue Securities Class 1M2(d)	
USD	195,625	4.28% due 02/25/30	200,036
		GS Mortgage Securities Trust Class XA	
USD	1,196,851	1.03% due 01/10/47	37,987
		Home Equity Asset Trust Class M5(d)	
USD	65,000	2.72% due 05/25/35	65,126
		Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust Class XA(d)	
USD	1,247,434	1.00% due 06/15/47	40,815
		OBX 2019-EXP2 Trust Series 2019-EXP2	
USD	69,261	2.53% due 06/25/59	69,417
		RAAC Trust Class M1	
USD	126,350	2.83% due 02/25/36	126,125
		Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust Class A4	
USD	105	2.65% due 04/25/36	105
		Verizon Owner Trust Class A(a)	
USD	35,371	2.06% due 09/20/21	35,392
		資産担保証券合計	1,651,209
		社債 (45.1%)	
		AbbVie, Inc. (a)	
USD	10,000	2.95% due 11/21/26(b)	10,470
USD	20,000	3.20% due 11/21/29(b)	21,095
USD	20,000	4.05% due 11/21/39(b)	22,156
USD	60,000	4.25% due 11/21/49(b)	67,838
USD	45,000	4.70% due 05/14/45(b)	53,247
		Air Lease Corp.	
USD	50,000	2.30% due 02/01/25	49,990
		Amkor Technology, Inc. (a), (b)	
USD	25,000	6.63% due 09/15/27	27,000
		Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc.	
USD	30,000	4.60% due 04/15/48	36,010
USD	50,000	4.75% due 04/15/58	60,679
USD	35,000	5.80% due 01/23/59	49,722
		Apple, Inc.	
USD	25,000	4.65% due 02/23/46	33,306
		Aramark Services, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.00% due 02/01/28	5,225
		ASGN, Inc. (a), (b)	
USD	35,000	4.63% due 05/15/28	34,589

		AssuredPartners, Inc. (a), (b)	
USD	30,000	7.00% due 08/15/25	30,091
		AT&T, Inc.	
USD	70,000	2.33% due 06/01/21 (d)	70,324
USD	20,000	4.35% due 06/15/45	22,539
USD	45,000	4.50% due 03/09/48	51,588
USD	60,000	5.45% due 03/01/47	77,965
		Avis Budget Car Rental LLC / Avis Budget Finance, Inc. (a), (b)	
USD	40,000	5.75% due 07/15/27	40,000
		AXA Equitable Holdings, Inc.	
USD	40,000	5.00% due 04/20/48	45,312
		Bank of America Corp. (d)	
USD	35,000	2.74% due 01/23/22	35,358
USD	50,000	3.71% due 04/24/28	54,602
USD	50,000	3.97% due 03/05/29	56,018
		Beacon Roofing Supply, Inc. (a), (b)	
USD	50,000	4.88% due 11/01/25	48,235
		Boyd Gaming Corp. (b)	
USD	5,000	6.38% due 04/01/26	5,212
		Buckeye Partners LP	
USD	85,000	3.95% due 12/01/26	80,750
		Calpine Corp. (a), (b)	
USD	60,000	5.13% due 03/15/28	56,400
		Capital One Financial Co.	
USD	40,000	2.84% due 03/09/22	40,353
		CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp. (a), (b)	
USD	58,000	5.00% due 02/01/28	60,320
USD	15,000	5.75% due 02/15/26	15,595
		Cedar Fair LP(a), (b)	
USD	5,000	5.25% due 07/15/29	5,000
		Charter Communications Operating LLC / Charter Communications Operating Capital	
USD	35,000	4.80% due 03/01/50	37,820
		Cheniere Energy Partners LP	
USD	23,000	5.25% due 10/01/25	23,050
		Cigna Corp.	
USD	40,000	4.80% due 08/15/38	48,069
		Clear Channel Worldwide Holdings, Inc. (a), (b)	
USD	2,000	5.13% due 08/15/27	2,005
		Comcast Corp.	
USD	25,000	4.00% due 08/15/47	29,539
USD	55,000	4.95% due 10/15/58	75,461
		CommScope, Inc. (a), (b)	
USD	48,000	6.00% due 03/01/26	49,269
		Concho Resources, Inc.	
USD	35,000	4.88% due 10/01/47	41,232
		CrownRock LP / CrownRock Finance, Inc. (a), (b)	
USD	25,000	5.63% due 10/15/25	24,063
		CSC Holdings LLC(a), (b)	
USD	85,000	5.75% due 01/15/30	89,888
		CVS Health Corp.	
USD	50,000	5.05% due 03/25/48	61,482
		Dell International LLC / EMC Corp. (a), (b)	
USD	70,000	5.45% due 06/15/23	77,187
		DTE Energy Co.	
USD	25,000	2.53% due 10/01/24	25,688
USD	65,000	3.40% due 06/15/29	70,018
		Energizer Holdings, Inc. (a), (b)	
USD	80,000	7.75% due 01/15/27	86,800
		Energy Transfer Operating LP(b)	
USD	30,000	3.75% due 05/15/30	30,420

USD	35,000	6.25% due 04/15/49	40,505
USD	60,000	6.63% due 12/31/49 (c), (d)	53,550
USD	80,000	7.13% due 12/31/49 (c), (d)	75,600
		Equinix, Inc.	
USD	5,000	5.88% due 01/15/26	5,276
		ESH Hospitality, Inc. (a)	
USD	5,000	5.25% due 05/01/25	5,029
		Evergy, Inc.	
USD	65,000	2.90% due 09/15/29	67,089
		Fox Corp. (a), (b)	
USD	55,000	5.58% due 01/25/49	73,868
		Freeport-McMoRan, Inc.	
USD	60,000	5.45% due 03/15/43	58,200
		Frontier Communications Corp. (a), (b), (e)	
USD	30,000	8.00% due 04/01/27	31,125
		General Electric Co.	
USD	45,000	5.88% due 01/14/38	58,519
		General Motors Financial Co., Inc.	
USD	25,000	5.10% due 01/17/24	27,391
		Goldman Sachs Group, Inc.	
USD	80,000	2.43% due 02/23/23(d)	80,436
USD	20,000	3.69% due 06/05/28(d)	21,877
USD	50,000	3.81% due 04/23/29(d)	55,153
USD	20,000	4.02% due 10/31/38(d)	22,701
USD	20,000	5.15% due 05/22/45	25,743
		Gray Television, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	7.00% due 05/15/27	5,400
		GTCR AP Finance, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	8.00% due 05/15/27	5,325
		HCA, Inc.	
USD	40,000	5.25% due 06/15/49	46,592
USD	35,000	5.38% due 09/01/26	38,787
		HD Supply, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.38% due 10/15/26	5,231
		Healthcare Trust of America Holdings LP	
USD	30,000	3.10% due 02/15/30	31,387
		Hertz Corp. (a), (b)	
USD	50,000	7.13% due 08/01/26	49,360
		Hewlett Packard Enterprise Co.	
USD	30,000	3.60% due 10/15/20	30,256
		HUB International Ltd. (a)	
USD	31,000	7.00% due 05/01/26	31,308
		iHeartCommunications, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.25% due 08/15/27	5,157
USD	25,000	8.38% due 05/01/27	27,149
		Iron Mountain, Inc. (a), (b)	
USD	65,000	5.25% due 03/15/28	67,295
		JELD-WEN, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	4.88% due 12/15/27	5,172
		JPMorgan Chase & Co. (d)	
USD	70,000	2.69% due 04/25/23	70,708
		KAR Auction Services, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.13% due 06/01/25	5,137
		KFC Holding Co./Pizza Hut Holdings LLC/Taco Bell of America LLC(a)	
USD	5,000	5.25% due 06/01/26	5,113
		Kinder Morgan Energy Partners LP	
USD	55,000	4.15% due 02/01/24	59,228
		Kinder Morgan, Inc.	
USD	75,000	5.55% due 06/01/45	89,137
		KLA Corp.	

USD	15,000	3.30% due 03/01/50 Kraft Heinz Foods Co. (a)	14,730
USD	65,000	3.75% due 04/01/30(b)	66,241
USD	55,000	4.88% due 10/01/49(b)	54,252
USD	5,000	5.00% due 06/04/42	4,982
USD	5,000	5.20% due 07/15/45 Kroger Co.	5,140
USD	15,000	5.40% due 01/15/49 Lamar Media Corp.	19,480
USD	5,000	5.75% due 02/01/26 Live Nation Entertainment, Inc. (a), (b)	5,200
USD	5,000	4.88% due 11/01/24 LPL Holdings, Inc. (a), (b)	5,100
USD	25,000	5.75% due 09/15/25 Mauser Packaging Solutions Holding Co. (a), (b)	25,938
USD	38,000	7.25% due 04/15/25 Microchip Technology, Inc.	36,829
USD	55,000	4.33% due 06/01/23 Morgan Stanley(b)	59,379
USD	85,000	3.59% due 07/22/28(d)	92,984
USD	25,000	5.45% due 12/31/49(c) Morgan Stanley MTN Series GMTN	25,013
USD	65,000	2.25% due 01/20/23 MPH Acquisition Holdings LLC(a), (b)	65,115
USD	45,000	7.13% due 06/01/24 MPLX LP	41,860
USD	10,000	4.00% due 03/15/28	10,532
USD	65,000	4.70% due 04/15/48 Mylan, Inc.	65,845
USD	40,000	4.55% due 04/15/28 Netflix, Inc. (a)	45,123
USD	5,000	5.38% due 11/15/29(b)	5,436
USD	30,000	5.88% due 11/15/28 Nexstar Broadcasting, Inc. (a), (b)	33,729
USD	5,000	5.63% due 07/15/27 Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co. (a), (b)	5,175
USD	5,000	5.00% due 04/15/22 Novelis Corp. (a), (b)	4,984
USD	55,000	4.75% due 01/30/30 Occidental Petroleum Corp.	54,244
USD	60,000	3.20% due 08/15/26	61,102
USD	60,000	3.50% due 08/15/29	60,366
USD	20,000	4.30% due 08/15/39 Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. / Ortho-Clinical Diagnostics S.A. (a), (b)	19,190
USD	30,000	7.25% due 02/01/28 Outfront Media Capital LLC / Outfront Media Capital Corp. (a), (b)	29,475
USD	3,000	5.00% due 08/15/27 Penske Automotive Group, Inc.	3,090
USD	5,000	5.50% due 05/15/26 Plains All American Pipeline LP / PAA Finance Corp.	5,113
USD	105,000	3.55% due 12/15/29	103,227
USD	36,000	4.65% due 10/15/25 Post Holdings, Inc. (a), (b)	39,202
USD	25,000	5.63% due 01/15/28 Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc. (a), (b)	26,130
USD	70,000	5.75% due 04/15/26 Rackspace Hosting, Inc. (a), (b)	72,079
USD	38,000	8.63% due 11/15/24 Range Resources Corp.	36,385
USD	50,000	4.88% due 05/15/25	31,610

		Realogy Group LLC / Realogy Co.-Issuer Corp. (a), (b)	
USD	5,000	4.88% due 06/01/23	4,972
USD	45,000	9.38% due 04/01/27	46,125
		Scientific Games International, Inc. (a), (b)	
USD	55,000	7.00% due 05/15/28	53,196
		Sinclair Television Group, Inc. (a), (b)	
USD	5,000	5.13% due 02/15/27	4,924
		Sirius XM Radio, Inc. (a), (b)	
USD	35,000	5.50% due 07/01/29	37,527
		Six Flags Entertainment Corp. (a), (b)	
USD	5,000	4.88% due 07/31/24	4,935
USD	30,000	5.50% due 04/15/27	28,650
		Spectrum Brands, Inc.	
USD	5,000	5.75% due 07/15/25	5,125
		Sprint Corp.	
USD	100,000	7.13% due 06/15/24	113,458
		Staples, Inc. (a), (b)	
USD	68,000	7.50% due 04/15/26	67,745
		Station Casinos LLC(a), (b)	
USD	5,000	5.00% due 10/01/25	5,025
		Synchrony Financial	
USD	85,000	2.85% due 07/25/22	86,942
		Talen Energy Supply LLC(a), (b)	
USD	30,000	10.50% due 01/15/26	26,700
		Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp.	
USD	70,000	5.00% due 01/15/28	69,104
		Taylor Morrison Communities, Inc. (a), (b)	
USD	30,000	5.75% due 01/15/28	33,146
		Tenet Healthcare Corp.	
USD	5,000	8.13% due 04/01/22	5,417
		Terex Corp. (a), (b)	
USD	45,000	5.63% due 02/01/25	45,675
		Toll Brothers Finance Corp.	
USD	5,000	4.35% due 02/15/28	5,277
		TransDigm, Inc. (a)	
USD	60,000	6.25% due 03/15/26(b)	63,525
USD	5,000	7.50% due 03/15/27	5,269
		United Rentals North America, Inc.	
USD	5,000	5.25% due 01/15/30	5,260
		UnitedHealth Group, Inc.	
USD	15,000	3.88% due 08/15/59	17,083
		Verizon Communications, Inc.	
USD	50,000	4.52% due 09/15/48	64,666
		Vistra Operations Co. LLC(a), (b)	
USD	32,000	5.00% due 07/31/27	32,320
		Wells Fargo & Co. (d)	
USD	60,000	2.57% due 02/11/31	61,250
USD	70,000	2.91% due 01/24/23	71,050
		Western Digital Corp.	
USD	25,000	4.75% due 02/15/26	25,813
		William Carter Co. (a), (b)	
USD	5,000	5.63% due 03/15/27	5,320
		WPX Energy, Inc.	
USD	25,000	5.75% due 06/01/26	24,805
		Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp. (a), (b)	
USD	5,000	5.50% due 03/01/25	4,906
		Zayo Group LLC / Zayo Capital, Inc.	
USD	5,000	6.38% due 05/15/25	5,113
		社債合計	5,583,387

		国債 (34.4%)	
		Federal Home Loan Mortgage Corp., TBA(f)	
USD	175,000	2.50% due 01/01/35	179,730
USD	110,000	3.00% due 03/01/35	113,942
USD	510,000	3.00% due 03/01/50	525,340
USD	455,000	3.50% due 03/01/50	472,556
		Federal National Mortgage Association, TBA(f)	
USD	225,000	4.00% due 03/01/50	237,032
USD	40,000	4.50% due 03/01/50	42,701
		Government National Mortgage Association, TBA(f)	
USD	180,000	3.00% due 03/01/50	186,012
USD	125,000	3.50% due 03/01/50	129,541
		U. S. Treasury Bond	
USD	115,000	3.00% due 05/15/45	146,252
USD	200,000	3.13% due 02/15/43	257,219
		U. S. Treasury Bonds	
USD	170,000	2.25% due 08/15/46	190,493
USD	310,000	2.75% due 08/15/42	376,045
		U. S. Treasury Inflation Indexed Bond	
USD	130,260	1.00% due 02/15/48	162,689
		U. S. Treasury Inflation Indexed Bonds	
USD	222,329	1.00% due 02/15/46	273,626
		U. S. Treasury Note	
USD	60,000	1.63% due 02/15/26	62,170
USD	555,000	2.75% due 02/15/28	626,305
USD	200,000	2.88% due 05/31/25	219,688
USD	50,000	2.88% due 08/15/28	57,207
		国債合計	4,258,548
		米国合計 (簿価 \$11,252,555)	11,493,144
		債券合計 (簿価 \$12,356,183)	12,633,310
		口数	
		上場投資信託 (ETF) (12.8%)	
		米国 (12.8%)	
49,004		Invesco Senior Loan ETF	1,077,598
709		iShares JP Morgan EM Corporate Bond ETF	36,868
3,021		iShares JP Morgan USD Emerging Markets Bond ETF	344,757
3,815		VanEck Vectors J.P. Morgan EM Local Currency Bond ETF	123,644
		米国合計	1,582,867
		上場投資信託 (ETF) 合計 (簿価 \$1,599,719)	1,582,867
		元本	
		短期投資 (2.1%)	
		米国 (2.0%)	
		国債 (1.6%)	
		U. S. Treasury Bill ⁽¹⁾	
USD	200,000	Zero coupon, due 05/28/20	199,260
		国債合計	199,260
		定期預金 (0.4%)	
		JP Morgan Chase & Co.	
USD	50,828	0.90% due 03/02/20	50,828
		定期預金合計	50,828
		米国合計 (簿価 \$250,088)	250,088
		グランド・ケイマン (0.1%)	
		定期預金 (0.1%)	
		Brown Brothers Harriman & Co.	
DKK	0 ⁽²⁾	-0.95% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
EUR	5,047	-0.68% due 03/02/20	5,544
JPY	5	-0.26% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
SEK	0 ⁽²⁾	-0.17% due 03/02/20	0 ⁽²⁾
AUD	925	0.31% due 03/02/20	596
GBP	6	0.33% due 03/02/20	7
NOK	0 ⁽²⁾	0.70% due 03/02/20	0 ⁽²⁾

NZD	55	0.70% due 03/02/20	35
CAD	6	0.82% due 03/02/20	5
ZAR	1,575	6.25% due 03/02/20	100
定期預金合計			6,287
グランド・ケイマン合計 (簿価 \$6,287)			6,287
短期投資合計 (簿価 \$256,375)			256,375
			純資産
投資総額 (簿価 \$14,212,277)			117.0%
現金および他の資産を超過する負債			\$ 14,472,552
純資産			(17.0)
			\$ 12,379,005

(1)この証券のすべてもしくは一部が2020年2月28日時点の先物取引の担保として取引相手に差し入れられています。

(2)0.5未満

投資明細表のすべての有価証券は運用会社の最善の判断に基づいて有価証券の所在地ではなく、リスクの所在国によって分類されています。

用語集:

TBA To be announced(事後告知)の略。米国政府機関によって発行される不動産ローン担保証券の先渡取引で、合意された将来の決済日に受渡しがされます。

(a) 償還条項付き証券。

(b) 144A 証券 - 1933年証券取引法の規則144Aの下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関投資家に転売が可能です。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされません。

(c) 永久債。

(d) 2020年2月28日時点の変動金利証券。

(e) 証券は現在、債務不履行になっています。

(f) 発行日取引または繰延受渡しベースで購入された証券。

2020年2月28日時点で、以下の先物取引によりブローカーに対し現金\$26,368の未払金があります。

2020年2月28日時点の先物取引 (純資産の-0.7%)

ポジション	銘柄	限月	枚数	評価益/(損)
Short	Euro-Bund March Futures	2020年03月	(1)	\$ (7,283)
Short	U.S. Treasury 10 Year Ultra June Futures	2020年06月	(12)	(29,194)
Short	U.S. Treasury Long Bond June Futures	2020年06月	(1)	(3,282)
Short	U.S. Ultra Long Bond (CBT) June Futures	2020年06月	(8)	(49,813)
Long	U.S. Treasury 10 Year Note (CBT) June Futures	2020年06月	2	3,220
Long	U.S. Treasury 2 Year Note (CBT) June Futures	2020年06月	13	13,750
Short	U.S. Treasury 5 Year Note (CBT) June Futures	2020年06月	(6)	(9,000)
				\$ (81,602)

2020年2月28日時点のファンドレベルの外国為替先渡契約 (純資産の-0.1%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価 (損)	純評価益/(損)
BRL	Citibank NA	269,783	03/03/2020	USD	63,356	\$ -	\$ (3,559)	\$ (3,559)
BRL	Citibank NA	124,941	03/03/2020	USD	27,773	-	(80)	(80)
BRL	Citibank NA	144,842	03/03/2020	USD	32,196	-	(92)	(92)
BRL	Citibank NA	144,842	04/02/2020	USD	32,411	-	(376)	(376)
CAD	Citibank NA	236	04/22/2020	USD	181	-	(5)	(5)
CNY	Citibank NA	196,205	03/03/2020	USD	28,069	1	-	1
CNY	Citibank NA	196,205	03/03/2020	USD	27,993	77	-	77
CNY	Citibank NA	196,205	04/02/2020	USD	27,901	153	-	153
COP	Citibank NA	231,977,631	03/03/2020	USD	65,533	-	(133)	(133)
COP	Citibank NA	231,977,631	03/03/2020	USD	67,992	-	(2,592)	(2,592)
COP	Citibank NA	231,977,631	04/02/2020	USD	67,476	-	(2,168)	(2,168)
CZK	Citibank NA	644,650	03/03/2020	USD	28,323	-	(533)	(533)
CZK	Citibank NA	644,650	04/02/2020	USD	27,780	1	-	1

DKK	State Street Bank and Trust Co.	42,121	04/22/2020	USD	6,304	-	(91)	(91)		
EUR	State Street Bank and Trust Co.	220,223	04/22/2020	USD	246,171	-	(3,519)	(3,519)		
JPY	State Street Bank and Trust Co.	47,295	04/22/2020	USD	432	8	-	8		
KRW	Citibank NA	81,445,002	03/03/2020	USD	67,016	44	-	44		
KRW	Citibank NA	81,445,002	03/03/2020	USD	68,200	-	(1,140)	(1,140)		
MXN	Citibank NA	739,747	03/03/2020	USD	39,751	-	(2,383)	(2,383)		
MXN	Citibank NA	340,394	04/02/2020	USD	17,720	-	(609)	(609)		
RUB	Citibank NA	3,756,999	03/03/2020	USD	58,958	-	(3,050)	(3,050)		
RUB	Citibank NA	3,756,999	04/02/2020	USD	57,308	-	(1,708)	(1,708)		
SEK	State Street Bank and Trust Co.	691	04/22/2020	USD	73	-	(2)	(2)		
USD	Citibank NA	68,864	03/03/2020	KRW	81,445,002	1,803	-	1,803		
USD	Citibank NA	57,508	03/03/2020	RUB	3,756,999	1,600	-	1,600		
USD	Citibank NA	27,787	03/03/2020	CZK	644,650	-	(3)	(3)		
USD	Citibank NA	21,190	03/03/2020	MXN	399,353	1,017	-	1,017		
USD	Citibank NA	65,533	03/03/2020	COP	231,977,631	133	-	133		
USD	Citibank NA	28,069	03/03/2020	CNY	196,205	-	(1)	(1)		
USD	Citibank NA	27,926	03/03/2020	CNY	196,205	-	(144)	(144)		
USD	Citibank NA	28,412	03/03/2020	BRL	124,941	719	-	719		
USD	Citibank NA	32,476	03/03/2020	BRL	144,842	372	-	372		
USD	Citibank NA	59,969	03/03/2020	BRL	269,783	172	-	172		
USD	Citibank NA	17,799	03/03/2020	MXN	340,394	604	-	604		
USD	Citibank NA	67,016	03/03/2020	KRW	81,445,002	-	(44)	(44)		
USD	Citibank NA	67,573	03/03/2020	COP	231,977,631	2,173	-	2,173		
USD	Citibank NA	98	04/22/2020	NOK	867	6	-	6		
USD	Citibank NA	107,295	04/22/2020	EUR	99,089	-	(1,886)	(1,886)		
USD	Westpac Banking Corp.	45,877	04/22/2020	EUR	41,673	-	(40)	(40)		
					\$	8,883	\$	(24,158)	\$	(15,275)

2020年2月28日時点の通貨セレクトクラス外国為替先渡契約（純資産の-0.2%）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益/ （損）		
IDR	Citibank N. A.	1,483,101,362	03/11/2020	USD	108,668	\$ -	\$ (5,370)	\$ (5,370)		
INR	Citibank N. A.	7,459,807	03/11/2020	USD	104,582	-	(1,304)	(1,304)		
MXN	Citibank N. A.	2,165,923	03/11/2020	USD	115,975	-	(6,711)	(6,711)		
RON	Citibank N. A.	418,330	03/11/2020	USD	96,558	-	(1,175)	(1,175)		
RUB	Citibank N. A.	6,846,711	03/11/2020	USD	107,927	-	(6,168)	(6,168)		
TRY	Citibank N. A.	848,242	03/11/2020	USD	140,731	-	(5,573)	(5,573)		
					\$	-	\$	(26,301)	\$	(26,301)

2020年2月28日時点の円ヘッジクラス外国為替先渡契約（純資産の0.9%）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益/ （損）
JPY	Citibank N. A.	687,509,706	03/11/2020	USD	6,264,829	\$ 111,755	\$ -	\$ 111,755

2020年2月28日時点の円ヘッジN1クラス外国為替先渡契約（純資産の0.5%）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価（損）	純評価益/ （損）
JPY	Citibank N. A.	364,994,827	03/11/2020	USD	3,327,744	\$ 57,547	\$ -	\$ 57,547

2020年2月28日時点の通貨分散／N1クラスのトータル・リターン・スワップ（純資産の-0.0%）

想定元本	取引相手	参照法人	通貨	満期日	評価額
86,447	Nomura Securities Co., Ltd.	Nomura 12 Currency Basket Strategy	USD	3/31/2020	\$ (137)

通貨の略称

AUD	-	オーストラリア・ドル
BRL	-	ブラジル・リアル

CAD	-	カナダ・ドル
CNY	-	中国・人民元
COP	-	コロンビア・ペソ
CZK	-	チェコ・コルナ
DKK	-	デンマーク・クローネ
EUR	-	ユーロ
GBP	-	英ポンド
IDR	-	インドネシア・ルピア
INR	-	インド・ルピー
JPY	-	日本円
KRW	-	韓国ウォン
MXN	-	メキシコ・ペソ
NZD	-	ニュージーランド・ドル
RON	-	ルーマニア・レウ
RUB	-	ロシア・ルーブル
NOK	-	ノルウェー・クローネ
SEK	-	スウェーデン・クローネ
TRY	-	トルコ・リラ
USD	-	米ドル
ZAR	-	南アフリカ・ランド

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年9月29日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		693,484,165
流動資産合計		693,484,165
資産合計		693,484,165
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		—
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本	※1	694,633,534
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※2	△1,149,369
元本等合計		693,484,165
純資産合計		693,484,165
負債純資産合計		693,484,165

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2021年3月30日
至 2021年9月29日
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2021年9月29日現在
1. ※1 期首	2021年3月30日
期首元本額	644,639,397円
期中追加設定元本額	80,021,655円
期中一部解約元本額	30,027,518円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジあり)	999円
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジなし)	999円
通貨選択型ダイワ米国株主還元 株αクワトロプレミアム(毎月 分配型)	219,583円
通貨選択型ダイワ米国株主還元 株αクワトロプレミアム(年2 回決算型)	24,953円
ダイワ米国株主還元株ツインα プレミアム(毎月分配型)	848,389円
ダイワ米国株主還元株ツインα プレミアム(年2回決算型)	66,873円
ダイワ米国株主還元株ファンド	36,730,213円
ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド(為替ヘッジあり)	6,592,748円
ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド(為替ヘッジなし)	10,288,683円
ダイワ/バリュース・パートナー ズ・チャイナ・イノベーター・ ファンド	10,000円
世界M&A戦略株ファンド	1,001,302円
ダイワ/NB・米国債券戦略フ ァンド 為替ヘッジあり(年1 回決算型)	487円
ダイワ/NB・米国債券戦略フ ァンド 為替ヘッジなし(年1 回決算型)	4,995円
ダイワ・ブラジル・リアル債α (毎月分配型)ースーパー・ハ イインカムー α50コース	49,911円
ダイワ・ブラジル・リアル債α (毎月分配型)ースーパー・ハ イインカムー α100コース	49,911円

	S&P500 (マルチアイ搭載)	130,188,276 円
	ダイワ・オーストラリア高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ	15,808,517 円
	ダイワ円債セレクト マネーコース	489,744,228 円
	ダイワ・スイス高配当株ツインα (毎月分配型)	2,996,106 円
	ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり (毎月分配型)	1,235 円
	ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし (毎月分配型)	1,598 円
	通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 日本円コース (毎月分配型)	1,544 円
	通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 通貨セレクトコース (毎月分配型)	1,984 円
	計	694,633,534 円
2.	期末日における受益権の総数	694,633,534 口
3.	※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,149,369 円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2021年9月29日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2021年9月29日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2021年9月29日現在
1口当たり純資産額	0.9983円
(1万口当たり純資産額)	(9,983円)

【ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年3月30日から2021年9月29日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月12日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）の2021年3月30日から2021年9月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）の2021年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年3月30日から2021年9月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2021年9月29日現在	
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		569,410
投資信託受益証券		15,878,302
親投資信託受益証券		4,986
流動資産合計		16,452,698
資産合計		16,452,698
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		2,639
未払委託者報酬		98,777
その他未払費用		552
流動負債合計		101,968
負債合計		101,968
純資産の部		
元本等		
元本	※1	13,495,867
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）		2,854,863
（分配準備積立金）		933,490
元本等合計		16,350,730
純資産合計		16,350,730
負債純資産合計		16,452,698

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2021年3月30日 至 2021年9月29日
	金額(円)
営業収益	
受取利息	1
有価証券売買等損益	459,345
営業収益合計	459,346
営業費用	
支払利息	19
受託者報酬	2,639
委託者報酬	98,777
その他費用	553
営業費用合計	101,988
営業利益	357,358
経常利益	357,358
中間純利益	357,358
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	2,246
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,514,557
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,099
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,099
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,905
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	15,905
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,854,863

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2021年3月30日 至 2021年9月29日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 2021年9月29日現在
1. ※1 期首元本額	13,576,031 円
期中追加設定元本額	5,739 円
期中一部解約元本額	85,903 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	13,495,867 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2021年3月30日 至 2021年9月29日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2021年9月29日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等</p>

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末
2021年9月29日現在

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2021年9月29日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2115円 (12,115円)

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」の状況

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）

【純資産額計算書】

2021年9月30日

I 資産総額	195,371 円
II 負債総額	7 円
III 純資産総額（I－II）	195,364 円
IV 発行済数量	201,967 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.9673 円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

純資産額計算書

2021年9月30日

I 資産総額	693,483,591 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額（I－II）	693,483,591 円
IV 発行済数量	694,633,534 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.9983 円

ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし（年1回決算型）

純資産額計算書

2021年9月30日

I 資産総額	16,426,604 円
II 負債総額	559 円
III 純資産総額（I－II）	16,426,045 円
IV 発行済数量	13,495,867 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.2171 円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり（年1回決算型）」の記載と同じ。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2021年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2021年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	53	143,674
追加型株式投資信託	762	21,577,322
株式投資信託 合計	815	21,720,997
単位型公社債投資信託	73	207,569
追加型公社債投資信託	14	1,521,540
公社債投資信託 合計	87	1,729,109
総合計	902	23,450,106

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,741	4,860
有価証券	22,167	333
前払費用	205	237
未収委託者報酬	10,847	13,150
未収収益	63	49
関係会社短期貸付金	-	18,700
その他	62	207
流動資産計	36,088	37,539
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	217	224
器具備品	7	6
器具備品	209	218
無形固定資産	2,362	1,937
ソフトウェア	2,028	1,882
ソフトウェア仮勘定	333	54
投資その他の資産	15,844	16,121
投資有価証券	9,153	10,159
関係会社株式	3,972	3,705
出資金	183	183
長期差入保証金	1,069	1,068
繰延税金資産	1,431	973
その他	33	30
固定資産計	18,424	18,283
資産合計	54,512	55,822

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	69	68
未払金	7,573	8,405
未払収益分配金	14	13
未払償還金	39	39
未払手数料	3,988	4,734
その他未払金	※2 3,530	※2 3,617
未払費用	3,830	3,777
未払法人税等	656	804
未払消費税等	590	631
賞与引当金	688	950
その他	5	88
流動負債計	13,414	14,725
固定負債		
退職給付引当金	2,574	2,452
役員退職慰労引当金	88	74
その他	5	3
固定負債計	2,667	2,530
負債合計	16,082	17,256
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,749	10,574
利益剰余金合計	12,123	10,948
株主資本合計	38,793	37,618
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△363	947
評価・換算差額等合計	△363	947
純資産合計	38,430	38,566
負債・純資産合計	54,512	55,822

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,550	65,487
その他営業収益	583	419
営業収益計	70,134	65,906
営業費用		
支払手数料	31,120	27,965
広告宣伝費	745	624
調査費	8,858	8,245
調査費	1,188	1,134
委託調査費	7,670	7,110
委託計算費	1,410	1,501
営業雑経費	1,770	1,870
通信費	240	240
印刷費	524	478
協会費	56	51
諸会費	13	14
その他営業雑経費	936	1,084
営業費用計	43,906	40,207
一般管理費		
給料	5,793	5,991
役員報酬	374	351
給料・手当	4,335	4,293
賞与	395	395
賞与引当金繰入額	688	950
福利厚生費	838	893
交際費	62	32
旅費交通費	154	37
租税公課	451	472
不動産賃借料	1,299	1,302
退職給付費用	368	449
役員退職慰労引当金繰入額	37	28
固定資産減価償却費	925	661
諸経費	1,770	1,763
一般管理費計	11,702	11,631
営業利益	14,525	14,067

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	214	578
有価証券償還益	24	42
その他	991	68
営業外収益計	1,230	689
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	69
有価証券償還損	71	47
その他	54	24
営業外費用計	127	141
経常利益	15,629	14,616
特別損失		
システム刷新関連費用	537	547
関係会社整理損失	-	267
投資有価証券評価損	48	45
特別損失計	585	860
税引前当期純利益	15,043	13,756
法人税、住民税及び事業税	4,555	4,476
法人税等調整額	△78	△109
法人税等合計	4,477	4,366
当期純利益	10,566	9,389

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,564	△10,564	△10,564
当期純利益	-	-	-	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,175	△1,175	△1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△363	△363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,564
当期純利益	-	-	9,389
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効

果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」912百万円、「その他」78百万円は、「その他」991百万円として組替えております。

(注記に関する表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日。以下「見積り会計基準」という)が公表日以後終了する事業年度における年度末に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度末から適用し、(重要な会計上の見積り)を開示しております。

見積り会計基準の適用については、見積り会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、会計基準第6項及び第7項に定める注記事項について、前事業年度における財務諸表に関する注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	34百万円	35百万円
器具備品	276百万円	259百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未払金	3,397百万円	3,473百万円

3 保証債務

前事業年度(2020年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 10,564百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,050円
- ④ 基準日 2020年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2020年6月24日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年 3月31日	2020年 6月24日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	9,388百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	3,599円
④ 基準日	2021年3月31日
⑤ 効力発生日	2021年6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2020年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（※1）	60	60	—
資産合計	60	60	—

（※1）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券267百万円、投資有価証券8,426百万円は上記の表に含めておりません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマースナル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2021年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券（※1）	85	—	—	85
資産合計	85	—	—	85

（※1）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,944	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2020年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載していません。

当事業年度（2021年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載していません。

2. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	60	55	5
(2) その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	85	55	30
（2）その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,561	2,721	△160
小計	2,561	2,721	△160
合計	9,826	8,474	1,352

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（1）株式	-	-	-
（2）その他 証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（1）株式	-	-	-
（2）その他 証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,389百万円	2,574百万円
勤務費用	159	155
退職給付の支払額	△183	△378
その他	207	101
退職給付債務の期末残高	2,574	2,452

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,574百万円	2,452百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,574	2,452
退職給付引当金	2,574	2,452
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,574	2,452

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	159百万円	155百万円
その他	27	108
確定給付制度に係る退職給付費用	187	263

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度181百万円、当事業年度186百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	788	750
賞与引当金	177	243
未払事業税	129	170
システム関連費用	198	155
投資有価証券評価損	47	128
出資金評価損	94	94
その他	399	298
繰延税金資産小計	1,835	1,841
評価性引当額	△173	△254
繰延税金資産合計	1,661	1,586
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	△159	△159
その他有価証券評価差額金	△71	△453
繰延税金負債合計	△230	△612
繰延税金資産の純額	1,431	973

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2020年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2021年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	19,300 0	関係会社短期貸付金 —	18,700 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,603	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,727	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・インノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	14,917	未払手数料	3,321
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	527	長期差入保証金	1,054
同一	㈱大和総研ビジネス・	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発		883	未払費用	179

の親会社をもつ会社	イノベーション						ソフトウェアの購入 (注3)			
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	527	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注5) 大和プロパティ株式会社は、2020年10月1日付で大和証券株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	14,732.52円	1株当たり純資産額 14,784.79円
1株当たり当期純利益	4,050.66円	1株当たり当期純利益 3,599.54円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,556	9,389
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり
(年1回決算型))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラストーダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」（以下「ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）」といいます。）の受益証券（円建）

ロ. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ② 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ ストラテジック・インカム・ファンド（円ヘッジ／N1クラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり (年1回決算型))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第19条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年3月27日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める銀行の休業日と同じ日付の日

2. 第35条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および

規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に関する振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の第2号に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(円ヘッジ/N1クラス)」の受益証券(円建)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号に掲げる投資信託の受益証券および第2号に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な

行為にかかる業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年3月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年7月12日から2014年3月27日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の113の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第32条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌

営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については第32条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第32条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める銀行の休業日と同じ日付の日
2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった

当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載しま

す。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第32条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2013年 7月12日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める銀行

約款第12条および第35条の「別に定める銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行

追加型証券投資信託

(ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし
(年1回決算型))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ／NB・ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」（以下「ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）」といいます。）の受益証券（円建）

ロ. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に分散投資を行なうとともに、機動的に配分比率を調整し、トータルリターンを最大化を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ② 当ファンドは、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ ストラテジック・インカム・ファンド（ノンヘッジ／N1クラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ／NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし (年1回決算型))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第19条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年3月27日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める銀行の休業日と同じ日付の日

2. 第35条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および

規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に関する振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の第2号に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・ダイワ/NB・ストラテジック・インカム・ファンド(ノンヘッジ/N1クラス)」の受益証券(円建)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号に掲げる投資信託の受益証券および第2号に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第18条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な

行為にかかる業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年3月28日から翌年3月27日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年7月12日から2014年3月27日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の113の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第32条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌

営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については第32条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第32条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める銀行の休業日と同じ日付の日
2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった

当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第35条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載しま

す。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第32条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2013年 7月12日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める銀行

約款第12条および第35条の「別に定める銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行